

## 第 1 0 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成15年12月25日(木曜日) 午後2時00分			
召集の場所	若柳町ドリームパル			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成15年12月25日(木)午後2時05分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成15年12月25日(木)午後5時55分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	高 橋 光 治
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	遠 藤 實
	"	佐々木 幸一	"	茂 泉 文 男
	委 員	大 関 健 一	"	長 谷 川 厚 子
	"	中 嶋 次 男	"	白 鳥 英 敏
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	三 浦 徹 也
	"	山 田 悦 郎	"	中 嶋 太 一
	"	葛 岡 重 利	"	高 橋 伸 幸
	"	佐 藤 小 弥 太	"	佐 藤 多 恵 子
	"	鹿 野 清 一	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 千 昭	"	海 老 田 慶 子
	"	鈴 木 守	"	白 鳥 文 雄
	"	高 橋 義 雄	"	山 村 喜 久 夫
	"	千 葉 久	"	佐 々 木 昭 雄
	"	太 斎 俊 夫	"	津 藤 國 男
	"	石 川 憲 昭	"	須 藤 茂
	"	大 内 朗	"	伊 藤 竹 志
	"	小 岩 誠 二	"	後 藤 和 廣
	"	菅 原 佑	"	飯 田 明
	"	中 鉢 泰 一	"	白 鳥 一 彦
	"	石 川 正 運	"	千 葉 和 恵
	"	加 藤 雄 八 郎	"	中 條 彦 登
	"	千 葉 伍 郎	"	佐 藤 利 郎
"	佐 藤 幸 生	"	鈴 木 国 雄	
"	佐 藤 重 美	"	藤 橋 俊 五	
"	菅 原 登			

欠席者	委員	佐々木 幸 男		
その他出席者	幹事長	大 場 秀 也	計画第1班長	高 橋 正 淑
	副幹事長	佐 藤 重 博	計画第2班長	菅 原 昭 憲
	総務部会長	高 橋 健 一	調整第1班長	鈴 木 秀 博
	企画財政部会長	佐々木 久	調整第2班長	小野寺 桂 一
	産業部会長	高 橋 勝 美	総務第1班員	武 田 利 喜 夫
	事務局長	鈴 木 正 志	総務第2班員	佐々木 貴 徳
	次長(総務担当)	阿 部 貴 夫	総務第2班員	伊 藤 大 輔
	次長(計画担当)	二階堂 秀 紀	計画第1班員	菅 原 功
	次長(調整担当)	千 葉 浩 文	計画第1班員	松 田 光 由
	次長(調整担当)	濁 沼 栄 一	計画第2班員	千 葉 恒 男
	総務第1班長	千 葉 雅 樹	調整第2班員	二階堂 賢
	総務第2班長	小野寺 世 洋		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	茂 泉 文 男	委員	長谷川 厚 子
傍 聴	一般 33名 報道 11社			

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項
  - 報告第17号 農業委員会委員の定数等検討委員会委員について
- 5 協議事項
  - 協議第6号の2 新市の名称について
  - 協議第31号の2 第3セクター等の取扱いについて
  - 協議第34号 財産の取扱いについて
  - 協議第35号 農林水産関係事業(その1)について
  - 協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 6 提案事項
  - 協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて
  - 協議第38号 高齢者福祉事業について
  - 協議第39号 児童福祉事業について
  - 協議第40号 新市建設計画(第4章 建設計画、第5章 公共的施設  
の適正配置と整備)について
- 7 その他
- 8 閉 会

**鈴木事務局長** それでは、開会前に資料の確認をさせていただきます。

本日配付してございます資料につきましては、次第、それから報告第17号、協議第31号の2、第37号、第38号、第39号、そして第40号を配付してございます。本日使用いたします資料は、事前に配付してございます協議第6号の2 新市の名称について、先ほどお配りした協議第31号の2 第3セクター等の取扱いについて、そして前回提案説明をいたしました協議第34号から第36号までの資料を使用いたしますことといたしております。

間もなく開会いたしますけれども、傍聴の皆様も含めてお願いでございますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただくことをお願いしたいと思います。

## 1. 開 会 午後2時00分

**鈴木事務局長** それでは、ただ今より第10回栗原地域合併協議会を開会いたします。

## 2. 挨拶

**鈴木事務局長** それでは開会に当りまして菅原会長よりご挨拶を申し上げます。

**菅原会長** 委員の皆様大変ご苦労さんでございます。

きょうは12月25日でございます。師走に入りまして、今年ももう暮れようとする時期になってまいりました。大変多忙な中ではございますが、きょうは第10回の栗原地域合併協議会を開会申し上げました。委員の皆様方大変ご苦労様でございます。

諸官庁はあすは御用納めというふうな本当に切羽詰まったこの日の協議会でございます。本日の提案事項には、かねてから小委員会で検討しておりました新市の名称等の審議、こういう大切な協議案件等もありますし、なおかつまた、そのほかの案件、これもまたみんな大切なものでございます。どうかひとつ委員の皆さん方のなお一層のご勉強を賜りまして、これら協議事項、いろいろとご審議をしてみたいと思いますので、よろしくひとつお願いを申し上げる次第でございます。

さて、また、去る21日執行されました一迫町の町長選挙におきまして、現職でございました佐藤寛次郎さん、5度の当選の栄を果たされまして、これまた大変おめでとうでございます。我々協議会の一員として今後ともご協力、ひいてはご指導賜りますことをよろしくひとつお願い申し上げてまいりたいというふうに思う次第でございます。

それから、もう一つ会長の方からご報告を申し上げておきますが、大変会長としても申し訳ないこととございました。本協議会の公金が不正に流用されたということ、これは前々回の協議会の際にご説明を申し上げておった訳でございますが、その後、当協議会の監査委員でございます金成町の代表監査委員の菅原貞夫監査委員、それから若柳町の代表監査委員でございます菅原正晃監査委員、二人の監査委員によりまして当協議会の収支について監査を願いました。その結果につきましては、収支については全く違算はないというふうなこと、そしてまた通帳等の調査をしても収入支出のことについては全く違算がなかったというふうな報告でございますが、しかし、内容において見ると、二、三指摘事項がござ

いました。このことについては会長ともども事務局、謙虚に受けとめまして、これらの改正に当たりながら、なお一層今後これらの不正がないように留意をしながら事務執行に当たってまいりたいというふうに思いますので、ご報告を申し上げておく次第でございます。

以上のような報告を申し上げまして、開会に入らせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

**鈴木事務局長** それでは、早速協議に入る訳でございますけれども、本日欠席の届け出は、瀬峰町の佐々木幸男委員さんから欠席の届がございます。現在、委員52名中51名の委員さん方に出席をいただいております、協議会規程に定める定足数に達してございます。

それでは、早速議事進行を菅原会長をお願いいたしまして、会議を開催してまいりたいと思います。菅原会長お願いします。

**議長** それでは、第10回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の協議会の日程等については皆さんのお手元にご配付の次第に従いながら進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

### 3. 会議録署名委員の指名

**議長** それでは、3番目の会議録署名委員の指名でございますが、例によりまして、会長から指名することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**議長** 異議がないと認めます。

それでは、会議録署名委員を指名いたします。花山村の茂泉文男委員、それから、築館町の長谷川厚子委員のお二人をお願いを申し上げます。指名いたします。よろしくお願いします。

### 4. 報告事項

**議長** 続いて、4番目の報告事項に入ります。

#### 報告第17号 農業委員会委員の定数等検討委員会委員について

**議長** 報告第17号農業委員会委員の定数等検討委員会委員について、事務局の方から報告を申し上げます。お聞き取りをください。はい、事務局報告してください。

**阿部事務局次長** それでは、お手元の資料、報告第17号の方をご覧いただきたいと思います。

#### 農業委員会委員の定数等検討委員会委員について

農業委員会委員の定数等検討委員会委員を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年12月25日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

次の面、裏面を見ていただきたいと思います。

これは、10月30日に開催されました第6回の協議会において、附属機関として設置が認められまして、第8回、11月27日の日に開催されました協議会においては、規程の方をご報告しているところでございます。

先般12月21日に、こちら第1回の農業委員会委員の定数等検討委員会が開催されました。後は、委員さんのお名前等々につきましては、記載のとおりでございますのでご覧いただきたいと思います。

なお、第2回の日程につきましても決まっておりますので、こちらは年明け1月13日、火曜日午後1時30分から合同庁舎第5会議室の方で開催する予定となっておりますので、併せてご報告申し上げます。以上でございます。

**議長** ただ今報告第17号 農業委員会委員の定数等の検討委員会委員について報告がありました。これについて報告どおり了承することにしてよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

**議長** それでは、報告どおり了承することによって決定をさせていただきます。

## 5. 協議事項

**議長** 続いて協議に入ります。

### 協議第6号の2 新市の名称について

**議長** 協議第6号の2 新市の名称についてを協議議題に供します。

協議第6号の2 新市の名称についての選定については、前回、小委員会の白鳥委員長より新市の名称第一次候補として5点を選定した協議経過等についてご報告がありました。本日、その中から一つを選定することといたしますが、どのような方法で選定するか。ちょっとお待ちください。

選考方法についての案について、まずもって事務局の方から説明をいたしますので、お聞き取りを願いたいと思います。それでは、事務局の方から説明をしてください。

**阿部事務局次長** それでは、前回の協議会、第9回の協議会でご提案申し上げました協議第6号の2の資料の方をご覧いただきたいと思います。

そちらの資料の10ページ目でございます「新市の名称の選考方法について(案)」というところをお開きいただきたいと思います。

ただ今会長の方からお話がありましたように、小委員会の方で選考されました5点の中から本日1点を決定するということですが、その決定の方法でございますが、一つには、協議会委員さん方によります、いわゆる協議でもって、お話し合いでもって決めていくという方法がございます。それ以外といたしまして、こちら、お手元の資料にありますとおり、例えば投票による決定、あるいは挙手、手を挙げて意思表示をいただく、同じように起立でいただくとか、そういった方法等がございますので、そちらの方をご協議いただきたいと思います。

仮に投票、挙手、起立等で行う場合の案として、AからDまでちょっと記載しております。簡単にご説明させていただきます。

まず、Aのところですが、投票等、挙手、起立を含みますが、こういったものを行った結果、出席委員の3分の2以上の得票を得た名称の候補がある場合には、その名称候補を新市の名称とする。こちらの根拠といたしまして、協議会の会議運営規程の第6条によりまして、こういった決定の方法があるというご提案でございます。

それを踏まえて、Bのほうです。上のAの条件を満たす候補名がない場合、要するに3分の2に満たないものがあつた場合には上位2位により決戦投票を行うという手法も考えられます。

Cといたしましては、上記のBで行つた投票の結果、3分の2以上の出席委員の得票を得た名称候補がある場合には、その名称候補を新市の名称とすると。

仮にDとしまして、Cまで来た段階を踏んでも候補名がない場合には、最も得票数の多い候補名を最終候補として協議会において協議の上決定するというような流れが考えられます。

下の方の絵の部分、新市の名称選考フローは先ほど申し上げました部分を見やすく絵で表現した訳でございますので、ご覧いただきまして、選考方法についてご協議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議長** 新市の選考方法等について事務局の方からただ今説明がございました。このことについてご質疑等あれば質疑を許します。千葉委員。

**千葉伍郎委員** 新市の名称の選考方法についてですが、今事務局から資料の10ページで説明を受けました。ここの黒板に五つ載っているようでありますし、新市の名称検討小委員会の協議経過報告書にも詳細に記載をされております。したがいまして、選考方法につきましては、きょう出席しております協議委員全員によります投票によって決めていただきたいと思います、このように思います。以上です。

**議長** ただ今、千葉委員から新市の名称については投票をもって決定してはどうかという発言がございました。これについて何か皆さん異議ございますか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

**議長** それでは、投票をもって新市の名称を決定することに決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**議長** 異議がなしと認めます。それでは、投票をもって新市の名称を決定することにいたします。

暫時、ここで休憩をいたします。

午後2時12分 休憩

午後2時20分 再開

**議長** それでは、休憩前に引き続きまして再開いたします。

ここで、新市の名称の決定についての投票等の内容について、事務局から説明をいたしますので、お聞き取り願いたいと思います。では、局長説明してください。

**鈴木事務局長** それでは、投票の方法等について、私の方からご説明申し上げます。

まず、投票につきましては、選択無記名投票といたします。

それから、初めに投票立会人のお二人を会長の方から指名をいたします。

次に、会場の閉鎖を行った後、出席委員に投票用紙を配付いたします。

立会人の方に投票箱に何も入っていないことの確認をいただいてから、投票することとなります。投票用紙は、小委員会において選考した五つの名称候補名が記載されておりまして、その中から新市の名称にしたいもの一つだけ選び、名称候補名の欄に 印を記入していただきます。以外の×とかは記入してはならないということで、ご注意願いたいと思います。

投票の順番につきましては、事務局から委員さんの氏名をお呼びいたしますので、呼ばれた順番に記載台で記載していただき、投票箱に投函をしていただくということになります。

投票の結果の選考の部分については、先ほど事務局から説明したとおりでありまして、3分の2以上の得票数を獲得した名称候補名が新市の名称となるということは説明したとおりでございます。

それでは、ひとつ委員さん方によろしくお願いをいたしたいと思います。

**議長** まずもって、ここで、質疑ある方は質疑を許しますが、まずここで会長の方から投開票です、投票と開票の立会人を指名してまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

**議長** それでは、本日の会議録署名委員でございます茂泉委員と長谷川委員をお願いします。

前に出て、ご着席をしてください。

それでは、今説明がありましたが、このことについて何かお尋ねしたい点ございませんですか。

（「なし」の声あり）

ありませんか。

それでは、直ちに投票に入りますので、事務局の方から順次ひとつその進行についてお願いします。

**鈴木事務局長** では、投票立会人にご指名されましたお二方どうぞ前の方に。

では、投票用紙を配付いたしますけれども、ただ今の出席委員数は51名でございます。早速事務局から投票用紙の配付を行います。

〔投票用紙配付〕

**鈴木事務局長** それでは、会場の閉鎖を宣言いたします。

〔会場閉鎖〕

**鈴木事務局長** ただ今投票用紙を配付いたしました。配付漏れありませんか。委員皆さん配付されていますか。

それでは、投票に先立ちまして、投票立会人お二方に投票箱に何も入っていないかどうかの確認をお願いいたします。

〔投票箱確認〕

**鈴木事務局長** 先ほども申し上げましたけれども、投票については選択式無記名投票でございます。お手元に配付されました投票用紙の五つの名称の中から一つだけ 印をということによろしくお

願いたいと思います。

それでは、私の方から順に氏名をお呼びしますので、投票記載台の方をお願いしたいと思います。

それでは、初めに会長であります菅原郁夫殿。続いて、千葉徳穂殿、佐々木幸一殿、大関健一殿、中嶋次男殿、佐藤覚次郎殿、山田悦郎殿、葛岡重利殿、佐藤小弥太殿、鹿野清一殿、佐藤千昭殿、鈴木守殿、高橋義雄殿、千葉久殿、太斎俊夫殿、石川憲昭殿、大内朗殿、小岩誠二殿、菅原佑殿、中鉢泰一殿、石川正運殿、加藤勇八郎殿、千葉伍郎殿、佐藤幸生殿、佐藤重美殿、菅原登殿、高橋光治殿、遠藤實殿、茂泉文男殿、長谷川厚子殿、白鳥英敏殿、三浦徹也殿、中嶋太一殿、高橋伸幸殿、佐藤多恵子殿、武田正道殿、海老田慶子殿、白鳥文雄殿、山村喜久夫殿、佐々木昭雄殿、津藤國男殿、須藤茂殿、伊藤竹志殿、後藤和廣殿、飯田明殿、白鳥一彦殿、千葉和恵殿、中條彦登殿、佐藤利郎殿、藤橋俊五殿、鈴木国雄殿。

ただ今、委員52名中51名、本日出席の51名の委員さん方に投票を行っていただいた訳でございますが、投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしということで、投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を行います。

〔投票箱閉鎖〕

**鈴木事務局長** それでは、ただ今から直ちに開票を行います。開票立会人には先ほど会長から指名していただきました茂泉委員さん、長谷川委員さんお二人をお願いをいたしたいと思います。

それでは、早速開票を行います。

〔開票〕

**議長** それでは、投票が終わり、開票も終了いたしまして、開票立会人の審査も終わりました。

その結果を事務局長の方から発表させます。

**鈴木事務局長** それでは、ただ今の投開票の結果につきまして、ご報告申し上げます。

投票総数51票、これは出席委員さんの数と符合してございます。

うち、有効投票が51票、無効がゼロということでございまして、有効投票中、まず、

北宮城市	1票
栗駒高原市	8票
漢字の栗原市	36票
ひらがなのくりはら市	4票
すばる市	2票

この結果、漢字の栗原市が36票で、出席委員の3分の2以上、それは34票が3分の2以上となりますことから、3分の2以上の得票に達しております。ということで、「栗原市」が新市の名称ということになります。



**議長** それでは、投票の結果、「栗原市」ということに決定してまいります。（拍手）  
ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時50分 休憩

午後3時23分 再開

**議長** それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

皆さんの投票によりまして、新市の名称「栗原市」ということに決定をされました。大変ご苦労さんでございました。これまで検討していただきました小委員会の皆さん方にもご苦労を多としてまいりたいと存じます。

### 協議第31号の2 第3セクター等の取扱いについて

**議長** それでは、引き続きまして協議第31号の2 第3セクター等の取扱いについてを協議議題にいたします。

このことについては、文言に多少の整理が加えられました。このことについて事務局の方から説明を申し上げて、その後に質疑に入りたいと思います。

それでは、事務局説明をしてください。

**二階堂事務局次長** それでは、協議第31号の2 第3セクター等の取り扱いについて、ご説明をいたします。

前回の合併協議会の中で、いろいろご意見が出されました。一つは第3セクター、七つの会社がある訳ですが、そのうち赤字決算となっている会社もあると。現状のまま引き継いで合併後に継続して運営していけるのかどうか疑問だと。そういったことから、小委員会を設けて検討をしてはどうかといった意見がまず一つございました。

二つ目といたしまして、くりはら田園鉄道に関係する部分ですが、関係していない町村があるので、小委員会を設けて検討してはどうかといったご意見。さらには、くりはら田園鉄道のバス切り換え、これを踏まえまして検討すべきで、今後の路線の整備などについて小委員会などで検討してはどうかといったご意見がございました。

大きく三つ目には、調整方針の中で現行のとおりとするというふうな表現をしている訳ですが、前向きに取り組むというような表現を加えるべきではないかといったご意見がございました。これらの意見等を踏まえまして、幹事会、町村長会議で協議してきた訳ですが、それらの点について若干お話をしたいと思います。

まず、全体的な運営について、小委員会を設けて検討をしてはどうかといったご意見に対しましては、前回の協議会でもご説明をしたところでございますが、収支状況のみならず、それぞれの会社が地域振興に貢献してきたこと。また地域での役割を果たしてきたといった状況があること。そのほかに町村以外の出資者もいるという中で、それぞれの会社では毎年度総会において、経営計画なり経営改善計画を立てまして、そして、承認を得た中で経営の安定、改善に取り組んできている訳でございます。よって、今合併の論議の中で小委員会を組織して、それぞれの会社における将来の経営をどうするかとい

った議論はできるものではないと。むしろ新市に移行した後にそれぞれの会社の総会において、この将来の経営が議論されるべきものであろうといったことから、小委員会を設置する必要はないのではないかといった協議がなされてきたところです。

二つ目に、くりはら田園鉄道に關係する部分ですが、くりでん運行対策検討協議会という組織がございまして、この組織の中で地域の關係者も含めて、小委員会にかわる会議が設置されまして、これまで十分に検討がなされてきたという経過もあるそうです。よって、その機関に委ねてもいいのではないかといった意見。さらには、小委員会で検討するにいたしましても、地元や利用者など多くの方々から意見を徴集して議論をしていかなければならないということで、その難しさがあるのではないかとといった意見。さらには、19年の4月のバス切り換えについて、今後においてかなりの議論、時間が必要になってくるのではないかと。よって、新市でもってその経営状態なりすう勢に合わせた議論が行われることが望ましいのではないかと。このような意見の中から、くりはら田園鉄道の将来のことにつきまして、新市において運営主体や關係自治体で協議がなされるべきで、今ここに小委員会を設置する必要はないのではないかといった協議がなされてきました。

三つ目といたしまして、前向きに取り組むというような表現という部分についてですが、本日皆様方に31の2号ということで配付をしております、いわゆる下線部分です。「なお、新市において運営主体と協議の上、経営の安定に努めるものとする。」といった文言を追加して、今回提案をさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

**議長** ただ今、第3セクターについての今日まで継続審議した後において、いろいろと幹事会、ひいては我々町村長会議の方で協議をいたしました結果等について、ただ今事務局の方から報告がありました。

それでは、直ちにこれらについて質疑を許したいと思います。ご質疑ございませんですか。千葉委員。

**千葉伍郎委員** この第3セクターの關係でございますが、特に本町が今管理をしております株式会社くりこま高原振興公社、余り大きい口では言えませんが、1億5,000万円余の負債を抱えて、現在新しい支配人を迎え入れて単年度黒字を目指して奮闘している最中でもあります。そういう意味では、ここの文章の中には、何ら条件が付されておりませんから、肩の荷をずっとおろしたつもりでありますが、この七つある第3セクターを束ねて、きょう出されました「新市において、運営主体と協議の上」と、この程度の文章でいいのだというのであれば、別にこれ以上のお話をする余地はないんですけども、今この第3セクターを見ても、少し手を緩めたり、監視の目を緩めたりいたしますと、たちまち経営内容が加速をして下方に流れていく訳でありまして、この新市において運営主体と協議をしていくと、いわゆるこの新市が平成17年の3月14日以降、もう1年数ヶ月しかありません。事務局を含めて、専門部会を含めて、この七つのある第3セクターをどういう形で将来束ねて管理運営をしていこうという構想が底流にあるのか。この文章を見る限りは、何ら見えてこない訳であります。例えば、私の考えから言わせれば、将来企業局のようなものを設置をして、七つの個別の企業を専門的な分野から経営指導を行わなければ、どうしてもやっぱり第3セクターないしは公的機関が加入している、こういう企業体質はなかなか改まっていかないのではないかと、こういうことを危惧する余り、改めて確認をするんですが、この1年数ヶ月の間に新市として七つのセクターを受け入

れるだけの体制が確認をされたという意味も含めて、この方針が出されたのかどうか。まずこの考え方を聞かせていただきたい。

二つ目は、くりでん問題であります。3年目にしてバスに転換をするという協議会、あるいはくりでんの会社内で囁かれておりますが、決して私たち議会にも、正式には3年目にバス転換をしますということが決まったという報告は受けておりません。仮にあと1年数ヶ月をして、新市に移行をしていくと、こういうことになりますと、後始末を一体、関係する沿線4町に責めてくるのではなくて、これも旧10ヶ町村できちっと対応していくと、こういう方針が確認をされたのかどうか。

例えば、線路等の撤去、あるいは周辺整備などの、あるいは債務処理の問題、あるいは何十億もかかると言われております、先ほど言った線路の撤去、そういうものの後始末の関係はすべて新市でもって旧10ヶ町村で対応していくということが今時点で首長さんを含めこの協議会のメンバーの皆さん方が全会一致して確認できるのかどうか。ここのところをお聞かせをいただきたい。

**議長** 今千葉委員からお話がありました。今まで幹事会、それから、町村会でいろいろとお話があった点について、事務局の方から説明できますか。

**二階堂事務局次長** まず、1点目の受け入れる体制を確認してきたかといったことですが、この提案につきましては、出資金については新市に引き継ぐといったことで、新市がすべてそれを直営でやっていくというものでは、第3セクターの性格は違いますので、そういった組織上、企業局というような話が出ましたけれども、そういったことはこの協議会の事務局並びに部会の中では、そういった議論はされておられません。また、すべきところではないというふうに考えます。

あと、くりでんの後始末といいますが、新市での対応の確認、この辺については会長にお願いしたいと思います。

**議長** それでは、会長の方から町村長会議等の内容等について説明をさせてください。

まず、この第3セクターでございますが、これは第3セクターともどもこれは皆会社なり、それから公社なりというふうな組織があります。ですから、これは合併する10ヶ町村で、しからば、くりはら田園鉄道の例を一つとっても、論議できるものではない。やはりこれは出資金だけは当然これはそれぞれの町村のこれは財産でございますから、新市には引き継ぎますよ。そして、引き継がれた財産、いずれはくりはら田園鉄道株式会社です。社長がどなたになるのか、これはまた今後株主総会なりで決定される訳でございますからして、新市の市長が社長になるのか、それとも引き続いて我々5人の町長が取締役会でそれぞれ取締役になり社長になるのか。これは会社があって、会社でもっていろいろと検討しなければならないものであろうというふうに思います。ですから、今回の第3セクターの引き継ぎというのは、まずこの出資金等については引き継ぎをする。そして、おのおの公社なり会社なり、これはそれぞれの会社、公社、その中でいろいろと運営等については、今までのように検討をしながら、責任者であるその公社の責任者、いずれは新市になれば、新市の市長がなるのか、それとも新市の市長でなしに、今までどおりの社長がなるのか、これは当然その公社なり、株式会社なり等で当然これは決められることでございますからして、その中で検討していくべきであらう。ただし、これは当然出資金を新市でもって引き継ぐ以上は、これは新市でも当然これはそれらの会社運営については、今までどおり発言なり資金の援助なり、こういうものは当然これは新市の中で執行部、それに組織してございます議会、こういうものの中でいろいろと論議をして決めていくべきであるし、会社自体の運営等に

については、やはり会社がいろいろと論議していくべきであろうと。

これは合併しても、くりはら田園鉄道の株式会社というのはそのまま生きてきます。株主もごいません。公社でも恐らくはその公社の出資金が一般の方々も中にあると思います。そういう方々は当然これは新市になっても権利があるはずですから、その公社の、出資金を出している以上は、そういう方々として、やはりこれは論議すべきであろうというふうなことで、今回の第3セクターについては、現在のそれぞれ各町村が持っております出資金、こういうものが新市に引き継いでいくべきであろうというふうなことでの話し合いがなされまして、そのとおりだというふうなことで、今回再度提案をした次第でございます。

千葉委員。

**千葉伍郎委員** 答弁は恐らく今の域を超えないと思いますが、しかし、私は非常にこういう第3セクターといえども企業でありますから、浮き沈みがある訳でありまして、しっかりとしたかじ取りがないと、会社の経営なんていうのはそんなに簡単に行く訳じゃない訳です。特に3月14日を過ぎますと、それぞれ関係しておりましたセクターの町長が資格を失う訳であります。したがって、そのまま自動的になるかならないかは、新しい首長の胸先三寸ということもおおよそ推測はできる訳であります。いわゆる管理運営は現行どおりとするんだと、こんな程度の文章で、中身は奥は大分深いんですが、これでみんながいいと言うのであれば、私はこれ以上の議論はしないんですが、どうもやっぱり普通の会社の存亡をかけた、将来のあり方をどうするのかということころまで詰め寄らないで、先ほど事務局からも言われましたように、それを受け皿さえも検討していないという中で、一体1年1ヶ月後には、出資金のオーナーが一体どういう指導をするのかというのが全く見えない訳です。これでいいと、何回もくどいようですが、これでいいんだというのであれば、私は本当にこれ以上の言うことはありません。1億数千万円の負債を抱えている私たち議員の一人でもありまして、大変心苦しい点がいっぱいある訳ですけれども、しかし、現実の問題としては、この処理はそんなに簡単になるものではありません。

したがって、何回もくどいようですが、新市において、合併時までには運営主体と協議をして、少なくとも経営の安定のための方向性を見出すんだと、このぐらいの決意がこの合併の協定書の中に、私は盛り込む必要があるんじゃないかと、このように思っています。今この文章は、「なお、新市において運営主体と協議の上、経営の安定に努めるものとする。」何言っているか分かりません。そんな簡単なものじゃないんじゃないですか。1億単位の赤字を抱えている訳ですから。やっぱり私は先ほど言ったように、この課題はどこまで詰められるか分かりませんが、合併時までには運営主体と協議をして、一定の経営の見通しも含めてつけるんだと、あるいは方向性を探るんだというぐらいの協定の内容にしていけないと、私はこの問題というのは、七つのうちどの会社になってみても、とにかくこういう考え方が踏襲するべきだというふうに私は思うんです。ですから、この辺についてはもう一回聞かせていただきたい。

それから、くりでんの問題です。1年数ヶ月後にはそれでもやっぱり企業は残りますよと。確かにそのとおりです。しかし、今まで石越を含めて5町で役員をそれぞれ任務分担をやってまいりましたが、いずれにしても4町が一つの市になりますと、1自治体ということになります。後は民間が投資をしております株主との調整だけということになりますと、4町から代表バッテリーを決めてやる以外は特

段権限を持っている訳ではないです。そうしますと、3年後を視野に入れて、この議論をした場合に、少なくとも私はこの合併によって、今一番困ると言われている、やっぱり交通政策の一つとして、栗原郡を、東から北に伸びているこのくりでんをどうやって維持するのかという議論をするのであれば、話が進んでいくと思うんですが、3年後には廃止しますよという話がでている最中に、今言ったように、止めてバスにすればいいんだという中身じゃなくて、合併の象徴のように、もし、私の方の町のように、前から言っておりますように周辺部になる訳です。その周辺部の沿線が線路も取らない、電柱も立ったまま、萱がぼうぼう生えてくる、こういうことが想定をされる訳です。そうすると、何のために合併をしたのやということになりはしないだろうか。その後始末も含めて、この文章で全体をくくることが、この協議会のメンバー全体で確認ができるということであれば、私はそれでも結構だというふうに思うんですが、そこところが今会長から答弁がありました、会社は残ることは分かっています。会社と自治体の関係はどういうふうにして、あるいは今言ったように、あくまでも旧沿線4町の会社の範囲なのだということで、この問題を処理しようとしているのかどうか。その辺のように私は聞こえてならない訳ですけれども、もう一回この辺は会長の方から聞かせていただきたい。

**議長** 会長の方から申し上げますが、くりはら田園鉄道の例をとりまして申し上げていきたいと思いますが、これは10ヶ町村で、今ここで委員の方々にくりはら田園鉄道を論議しろと言ったって、これは絶対論議できるものでないと思います。やはりこれは会社自体で論議していかなければならない。千葉委員さんが今くりでんのことを大変心配していただいています。私も社長ですから、その気持ちは大変よく分かります。しからば、その5町の中で、これも3年後をかけて運営するかということになると、恐らくはその5町の中でもいやもうたくさんだという方も中にあるのかもしれない。ですから、これはあくまでも5町と宮城県を入れた中で、そして株主を含めてこれは論議していかなければならない大切なことであろうなと思います。

よって、これから1年ちょっとしかありませんが、その間にやはり5町の町長なり取締役なり、いろいろと検討いたしまして、これはきちんとした考えをやはりこれは新市に引き継いでいくというのが、我々に課せられた大きな責任ではないのかなというふうに思いますし、恐らくは、公社1億円以上の赤字を抱えている公社もあるという今お話でございますが、これしからば論議してもいい、今から1年何ヶ月の間にその1億以上の赤字をなくすという訳にはまいらない。これはやはり新市に引き継いで、その後において論議をして公社と論議をしていかなければならないものではないのかなというふうに思います。

よって、今回の第3セクターについては、このような出資金はまず引き継ぎ、そしてそれぞれの公社なり会社で論議をするというふうな方向で進めていけませんと、10ヶ町村でしからばその会社のことをこれから論議してわかりましたと。くりはら田園鉄道は3年以後も経営してやりますから安心してくださいと言ったような結論が出るのか出ないのか。これは絶対出ないと思います。どうでしょう、千葉さん。これは恐らく委員の皆さん方もそのような考えを持っていると思うんです。そういうふうな考えでもって、このような第3セクターの提案をいたしました。そのほかにももしご意見があれば。

**鈴木事務局長** ただ今千葉委員さんの方から提案内容の表現の仕方、提案の方だった訳ですけれども、いわゆる合併時までには既存の現在の町村において、その会社、公社等々と協議の上、健全な運営を図っていくべきものだというふうに思います。

**議長** 千葉委員。

**千葉伍郎委員** まず最初にくりでんの話もう一回。1年1ヶ月後に合併をします、平成17年3月14日をもって合併をする。それは新市に引き継ぐんだと。しかし、仮にくりでんを3年間引き続き運転をして、バス転換を図るということを仮定にした場合、もう既に旧町村という垣根が取れている訳です。残るのは、もと、あるいは旧くりでん沿線4町、しかし財産を含めて全て新市に一定のルールに基づいて引き継いでいます。ですから、旧4町村でくりでんのこれとこれの問題は、後処理をして下さいと言われても、何の打ち出の小槌を持っていない訳です。

だから、今会長から言われましたように、たまたま廃止のバス転換の時期が3年後だという仮に仮定をした場合でも、どうもやっぱり旧町村の枠組みの話が依然として、旧町村でない、沿線4町の話が残る訳です。少なくとも私は合併の17年3月14日までにはこの県を入れた関係する4町の中で道筋をつけなかったら、旧町村の話したって、これはだれも責任ないです、これは。議会もありません。ましてや、合併した後の議会の中で沿線4町の話したって、それはそっちの方の話だということになって、全く話し合いさえもならない、議題にもならないんでないかと私思っています。そのときに、沿線4町の旧4町の人たちがどのような形で動けばいいんですか。仮に今会長が言っているように3年間は運行してバス転換を図りますという前提に立ったにしても、会社との関係は旧4町という言葉を使えば残るとは思いますが、債務の処理なりそういうまちづくりの関係からいけば、私は今の答弁では絵に書いたお話過ぎないんじゃないか。何の権限も持っていない沿線旧町村が実存するだけの話でありまして。ですから、そこのところまで少なくとも1年1ヶ月後までは、新市に引き継ぐものを整理をしないと私はこの問題というのは最後にはやっぱり尾を引くと思います、この問題は。そんなに簡単なものじゃないです。

くりでん以外の六つのセクターの場合は、それはそれなりのやり方ができるでしょうが、判断すればいい話ですから。しかし、5町にまたがっている問題だけに、私は1年1ヶ月で17年3月14日までの間に一定の、沿線4町、5町の関係町村の間でルール化をしないで、この文章だけで新市に引き継いでいいたら混乱が起きる、私はそう思います。だから、私は声高くし何回も言っているんです。

それから、先ほど来返事らしい返事はありませんでしたが、この他の六つ、くりでんを含めて七つの第3セクターを、先ほどのくりでんと同じように経営分析をある程度突き合わせをして、17年3月14日以降この文章で引き継いでいけるのかということも含めてやらなくちゃならないと思うんです。

そうしますと、先ほど来言っているように、私は小委員会という話しましたが、もう小委員会も大分疲れましたから、小委員会でも結構でございます。まちづくりでも何でもいいですから、そういう中でこの第3セクターの問題は並行して議論をしていく必要があるんじゃないかなと。そして、合併協定書にやっぱり第3セクターの取扱い、くりでんの扱いの問題について明文化をする。そこまでした上で、この文章だったら私は理解をしますが、そこまで事務局も含めて掘り下げて議論しないで、ただとにかく合併して余り奇抜な文章入れるとうまくないから、運営主体の現行のとおりとするなんていう言葉で茶を濁して、問題の先送りをしたら、私は合併問題そのものだって空中分解するんじゃないかと、私は思っています。それだけ大事なことであるということを認識をして、最後ですからどうぞ答弁してください。

**議長** 会長から答弁といいますが、考えを申し上げていきたいと思っております。確かにこれから1年3

ヶ月、この間にくりはら田園鉄道の今後の経営状況なり、なおかつまた財産のあり方、そしてまた今ある既設の問題の解決の策、こういうものはなかなか出ないとは思いますが、やはり我々5町、県を入れて今後の3年以降バスに転換した場合のくりはら田園鉄道株式会社のあり方について、これは論議をする必要がありますし、そしてまた、今後くりはら田園鉄道、バスに転換しても、これは何といえますか、整理会社といえますか、これはやはり存続をして、ある程度の期間やっていかなければ、これは解決できない問題がたくさんあると思いますので、これはやはりその会社でもっているいろいろと検討いたしまして、結論を出して新市に引き継いでいくというのが現実の姿であろうと思いますが、しかし、なかなか1年3ヶ月や幾らで結論出ないものは新市になった場合は、このようなことでやってもらいますよというふうなことをきちんとやはり決めて、引き継いでいくべきであろうと思いますし、なおまた、それ以外の公社、会社、この経営状況をチェックするということが、これは今の事務局では全くできないはずですから、今の体制からすれば、くりでんも含めて。これはそれぞれの公社、会社でもってきちんと新市になった場合のあり方、こういうものを決めて、やはりこれは引き継ぎ事項の中で新市に引き継いでいっていいのでないのかなというふうに思います。それ以外に私はないと思います。いかがでしょうか。（「まちづくり検討委員会等へは…」の声あり）ですから、それはいわずまちづくり、今までだって、これは公社、会社、これはみんなまちづくりに一生懸命頑張ってきたはずですから、これは当然新市になっても、その内容でもってまちづくりに貢献をしていかなければならないのでないかなというふうに思います。

あとごさいませんか。石川委員。

**石川正運委員** 築館の石川でございます。この31号の継続審議、こういう形で、ただ今も意見ありましたけれども、下線の部分でこういうふうにしなごら、経営安定に努めると、こういうことありますけれども、当然合併協議会の中では、方向性としてはこのぐらしか表現できないのかなと、これは理解します。それで、先ほど出資金は財産だから引き継ぐと。それ以外は一部では資金支援もするというようなお話でありましたけれども、幹事会、町村会の協議の中で、いわゆるこれからの14年度も七つの公社等々で3億円ほどの赤字を計上している訳でありますけれども、いわゆる今後公費をつぎ込むのかどうか、この辺を議論されたのか。されたとすればどういう形の中の議論をし、こういうふうにご提案されたのかお願いをします。

**議長** これも事務局ではなかなか大変だと思いますが、会長の考えを申し上げますれば、やはり今まで合併ならない前にそれぞれの町が、その町おこしなり、町の振興のために町費をつぎ込んで、それぞれ公社を運営してまいりました。合併したからといって、すぐにそれを打ち切るという訳にはまいたらないと思います。やはり、これは当然くりはら田園鉄道でも、もし3年間経営するとすれば、県からか来る補助金以外は5町でもって負担をするということでこれは確認しているはずですから、それは新市になってもこれは石越分を除いた4町のは、新市でもってこれは当然負担していくというふうなことになるのでないかと思ひますし、それは、当然引き継ぎ事項、そしてまた、新市の市長になった首長、そしてまた議会議員でもこれは了解がつくのでないのかなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤竹志委員** 鶯沢の伊藤です。今会長からおっしゃられたように、第3セクターの各社は、これ

は個人が会社を起こして作られた会社とは違う訳です。それぞれの町が町おこしなり、過疎防止というような位置付けがある中で、第3セクターにして会社を運営しようという行政の政策のもとにつくられた会社である訳です。ですから、私この文章、今会長のご説明で理解しようと努力はしているんですけども、やはり一番心配なのは、合併して栗原市になった場合、これらの第3セクターはどんな位置付けになるのか。それぞれの町の第3セクターであったときは、位置付けはつきりしているんです。とにかくこの第3セクターを発展させて、町の商店街を活性化しようとかという位置付けがちゃんとあったんですが、合併した場合、これらの第3セクターのそれぞれの事業は、どういう位置付けになるのか。ここが、やはりここで明確に示された上で協議をすると。「安定に努めるものとする」とこう書いてありますけれども、安定するのは当たり前のことであって、安定ではなくて、どのような位置付けで運営していくのかということ。こういうふうなことをちょっとご理解いただきたいなと思うんです。

もう一つ、くりはら田園鉄道、これまちづくり検討委員会の中にも確か二階堂さん、これ議題に上っていなかったと思うんです、恐らく。やはり、これもくりはら田園鉄道、その他、きょう確か新市の建設計画の方でも例えば交通機関とか出てくると思うんですけども、くりはら田園鉄道のことは述べられていないかと思うんですが、田園鉄道に限らず、この第3セクターをやはりまちづくり検討委員会の中でもやはりきちっと位置付けて、どのような位置付けでこれをやっていくかというのをやっぱりそれだけは示さないと、新市になってからの協議のしようがないです。潰さないようにどうすっぺというような話しかならない。発展的な議論ができないんじゃないかという心配があるということをご理解いただきたいと思います。

**議長** 会長から申し上げますが、新市になってからの位置付けでございますが、やはりこれは各町村で今まで第3セクターとして経営してきた訳ですからして、その経営の理念は新市になっても私は変わるべきではないというふうに思います。今度は大きい枠の中にはなるけれども、それぞれの公社なり会社なり、こういうものについては今まで旧町村がいろいろと町おこしのために苦労しながらやってきたことですから、それは当然その精神なり、その趣旨なり、こういうものは新市において当然これは引き継いで、その趣旨を生かしながらやっていかなければ、これは町村合併した甲斐がないし、町村合併をしてそういう公社が減びたんでは、これはそれこそ大変でございますので、これはきちんとして引き継ぎをいたしまして、市長なり今後の市会議員の中で、やはりこれは当然そういう内容について論議をしていただくというような方向で進めていかなければならないものであろうと、会長としては考えております。

遠藤委員。

**遠藤 實委員** 志波姫の遠藤です。

この第3セクターについてですが、それぞれの町が出資して起こした会社がほとんどで、くりでんを除いて、それが今ここで、やはりあと1年とちょっと残された期間の中で、果たしてそれぞれの3セクが将来の経営に対してどうなるのかという、だれがそれ決められますか。私は現実的に難しいと。であれば、やはり新市において運営主体と協議の上、それぞれの第3セクターは経営の安定に努めさせるといので私は理解をせざるを得ないと。現実問題としてここ、今くりでんという話でくりでんが3年後に方向が決まるというような具体的な数字もありますけれども、それ以外は3年後も5年後もないです



よ。現実的に今止めるに止められない、地域の振興のために。そして、町がそれに金を出して管理運営はそれぞれのセクターにお願いしてますよと。セクターはセクターで一生懸命やっている訳です。それを合併を目前にして我々が今の経営がどうのこうの、だから合併までは止めなさい、あるいは合併後はこういうふうな具体的にこうやりましょうというようなことが本当にできるのであれば、それはやった方がいいですけども、私は現実的にはそれは難しいんでないのかなと。であれば、この表現で、なるべく幹事会、あるいは町村長会議の中での表現はこうせざるを得ないのだろうというふうに私は理解します。

**議長** はい、分かりました。

そのほかどうぞ、高橋委員。

**高橋光治委員** 高橋です。一つに、私はよく理解不足でありますので、教えていただきます。第3セクター、ここに7社ということになっていますが、私どもの金成町の中でも聞いてくれということの人もいます。郡民はマインパークというのが鶯沢町にあります、あれらは第3セクターでなかったのかなというふうに思っているんですが、今はどのような状況になっていきますか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、くりでんとの関係がたくさん議論になってございます。第3セクターのことで下線の部分を追加して今日決めるということではありますが、これは出資金とか資本金、株券、その他とも次の議題とも私絡むんじゃないかなというので、ちょっとそこもお尋ねしたいんですが、4ページのこれまでの中に、資料の。くりでんの株が千葉さんを含めまして4町村、4町村ということになっていきますが、4ページのくりはら田園鉄道株式会社株券、志波姫町60万円というふうにあるんですが、志波姫町の株が60万円というのはどういう状況になっていきますかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、同じくこれらの6ページの関係で、くりでんの活性化対策基金というんですか、これも前にも議論になったと思いますが、これは1億何がしという、248万2,000円ですか、これらは間違いなく若柳町さんの方になっているというふうに思うんですが、これらの基金の扱いなどは今後くりでんの状況のためにはどのようにしていくのかお尋ねをします。

次、4点目であります、これは5ページであります。くりはら振興公社、今回も七つの中に経営が出ています。くりはら振興公社ってぱっと言うとどこかというのが分からないと思いますから、これは志波姫のエポカその他ということだと思います。財政状況といいますか経営状況の取り扱い、参考資料の2を見ますと、収支を見ますと、くりはら振興株式会社マイナスの69,708、マイナスの55,752ということで、くりはら田園鉄道と同じぐらいマイナスの7,000万円近くということになっているようであります。当町でもこれら心配している人がいまして、エポカを取り巻く状況がどうなっているかということもさることながら、今度は5ページのくりはら振興公社貸付金債券、1億5,000万円ということであるように思います。これらとの観点はいかに説明をされますか、お尋ねをします。これは前回皆さんにお渡しした資料の中に全部入っています、私が言ったやつは。もう一回ゆっくり探してください。

**議長** ちょっとお待ちください。

今高橋委員から資料によっていろいろと質問ございましたが、これは財産についての資料でもっていろいろと質問がございました。よって、財産の取り扱いについてともいろいろと関連がございます。

よって、ただ今メインパークがどうなっておるのかということについてをまず事務局の方から答弁をさせます。

**二階堂事務局次長** それでは、細倉メインパークの経営ですが、現在は鷺沢町で特別会計でもって直営で運営を行っているということでございますので、第3セクターには入らないというものでございます。

**議長** 高橋委員、それは次の財産の関係と一緒にやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。はいどうぞ。

**高橋光治委員** 一緒くたにそう言われましても、これ決めてから今度はそっちという具合になかなかいかないと私は思っているんです。疑問点ばかりでも聞かせてほしいんですが、4ページの志波姫町の60万円のくりでんの株券というのはどういう取扱いなんですか。この点を質問したんですが。そういうことと、それからここにくりはら振興公社の関係が出ています。そうすると経営の安定に努めるということにあります。私の資料を見ますと、くりはら振興公社貸付金、志波姫町1億5,000万円でないかなというふうに思うんです。ですから、聞いているんです。違うんじゃないんですけれども。これら、今度どこが、志波姫町が払うんですか、これは。分からないんですが、その辺を素直に聞いているんです。ですから、素直に答えていただければよろしいんです。

**議長** これは財産の中の資料ですから、財産についてのときにその内容を説明させますので、ひとつご了承賜りたいと思いますが、いかがですか。

**高橋光治委員** 何としても答えないようですから、1番の関係についても1回だけ言わせていただきます。

メインパークの取扱い、これは特別会計ということで、ただ今直営ということでありますが、本町におきましてもこれらの関係につきましては、私の方も振興公社持っていますから第3セクターの議論を常にしています。そうしますと、栗原市の皆さん、今度なる皆さんは分かっていると思いますが、私は隣のことで、余りそういう意味で言うのではないんですが、いろいろ事故があったりなんかして、大変な状況があったというふうに思うんです。それらを引き継ぐときに、このように第3セクターだと私たちは思っていたんですが、そういうことでないということではぽっと出てきますと、あら、それではその経過というのはどうなったのかなと、中身はどうですかというふうに聞くと、先ほどどなたからもありましたように、今後公費はどうなっているのだという議論と、石川さんですか、一致するんですが、この点をやっぱりきちっとしていかなければならないのではないかなと。メインパークが特別会計であることはわかりましたので、それではよろしいんですが、そういうところが疑問点として出ましたので、これはもう一回会長、その辺はそれではこれまで町村会とか幹事会あたりに議論が出されたかどうか、この点を伺いたいと思います。それは1と4です。

**議長** まず、メインパークについては、全くこれは論議はいたしておりません。特別会計というふうなことでは、事務局の方からも提案は何らありませんでしたので、これは論議しておられないというのが経過でございます。

あと、1点目というのは、それでは、いいですか、財産のところ。高橋さん、何かまだ不備な点ございますか。いいですか。

それでは、第3セクターについては、以上の内容で協議を承認するというところでよろしゅうござい

すか。

(「異議なし」の声)

**議長** それでは、異議なしと認めます。協議第31号の2 第3セクターの取扱いについては原案をもって承認することに決定をしまいたします。よろしゅうございますね。それでは決定いたします。

#### 協議第34号 財産の取り扱いについて

**議長** 続いて、協議第34号 財産の取り扱いについてを協議議題にいたします。

これは、第9回の際に事務局の方から説明をしてあります。

直ちに質疑に入ります。それでは、ただ今高橋委員からもいろいろと質疑がございましたが、協議第34号 財産の取り扱いについてでございますので、改めて高橋委員質問をしてください。

**高橋光治委員** それでは、資料の中の4ページ中にあると思っておりますが、くりはら田園鉄道株式会社株券60万円志波姫町ということになってございます。私たちはこれまで合併協の4町、そして石越町、そして宮城県が主な出資団体であって、その他民間の方やその他の方々で株券を持っているというふうに理解をしてございました。志波姫町の株が新市に引き継がれるという内容はどのような状況でありますか、お尋ねをいたします。

次に、くりでんに関係する部分といたしまして、今度は6ページの関係でございますが、くりはら田園鉄道活性化対策基金1億248万2,000円というのが若柳町に上がっている訳でございます。これらについては、先ほど決まった、私もいろいろ考えがあるんですが、第3セクターの今後の取扱いについて、大変重要な内容だというふうにも思いますし、これらの基金というものは今後くりはら田園鉄道のどのような活性化の対策基金として引き継がれるのかお尋ねをします。

次に、5ページでございますが、先ほど言いましたように、出資もそして負債も新市栗原に引き継がれるという内容で会長も力説をしてございます。そうしますと、これらの有価証券やその他債券も引き継がれるものと思っておりますが、そうした中において、5ページ、債券、くりはら振興株式会社貸付金、私から見ると1億5,000万円と見えるんですが、これらの関係が志波姫町がどのような状況でここになっているのか、私分らないんですが、二つ目、その下の三共製作所というのも分らないんですけども、私はそこは入りませんけれども、このくりはら振興株式会社、これらについては、過去にも当町においても10町村の出捐金ということで運営をいろいろ議論してきた経過がございます。これらについては県も絡んで事業を推進してきたというふうにも思います。

聞きますと、ホテルの関係やその他の関係、いろいろ持ち株が大変複雑だというふうに聞いてございまして、当金成町といたしましては、議員全員で勉強会をしているところでございますので、私だけ理解している訳ではございません。そうした中において、この1億5,000万円という債券というのはどのようになってございますか、お尋ねをいたします。

次に、前後して大変申し訳ございません。先ほどの質問があったので、そちらを言いましたが、2ページをお開きをいただきたいと思っております。この中に普通財産の中で高清水町さんの旧JR東日本というのがあるんですが、JR東日本に旧があったか新があったか私かわからないんですが、どういう状況になっておりますかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、これらの状況、会長全部やってよろしいでしょうね。

**議長** 余り多いから、少しいいです、また質問与えますから。まず今申された点について回答させます。はい、それでは、事務局答弁。

**二階堂事務局次長** それでは、今4点ほどあった訳ですが、ページ順に行きたいと思います。

まず、2ページの旧JR東日本の高清水の土地の財産ですが、これは新幹線建設のときの建設事務所の土地というようなことで、この財産が高清水町にあるというものでございます。高清水の土地でございます。所有する土地ということです。（「貸し付けているんでないの」の声あり）はい、そうです。東日本に貸し付けておいたということになるかと思えます。

次、4ページのくりはら田園鉄道の志波姫町の株券60万円ですが、これは志波姫町が株券を所有しているというものでございます。

次、5ページの債券の部分ですが、くりはら振興公社貸付金ということで、志波姫町に1億5,000万円ございますが、これはくりはら振興公社立ち上げの際、志波姫町が株式会社に貸し付けを行っているお金ということでございます。

その次が6ページ、くりはら田園鉄道の活性化対策基金でございますが、これはくりはら田園鉄道の運営資金といたしまして若柳町が4月に1億円を貸し付けました。そして、3月に返していただいたということで、その決算金額が1億248万2,000円という金額でございます。

**議長** 事務局で違っている部分はまた会長から説明させてください。

**二階堂事務局次長** 4月1日に貸し付けを行って3月31日にというようなことでございます。

あと、一つ戻りますが、資料中、先ほどの旧JR東日本ですが、JR東日本が現在の名称でございます。旧という字は誤りでございますので、削除していただければというふうに思います。大変申し訳ございません。

**議長** 今事務局で、若柳町が所有しております、所有ということになっておりますくりはら田園鉄道の、いわゆる基金、この1億248万2,000円、これは関係5町が所有するものでございます。権利があるものでして、若柳町がただ、いわゆる一般会計にこれを保管して今行っているもので、1億はくりはら田園鉄道の運営費として貸し付けしておりますが、いずれこれはくりはら田園鉄道のものでございまして、三菱マテリアルからいわゆる1億円、これを5町に対しまして寄贈されました。それを5町でもって、それぞれ契約をいたしまして、若柳町が代表して管理をしておるということでございますので、これは当然新市に引き継いでも、これはくりはら田園鉄道の関係する基金であるということで、ひとつご了承ください。

あとは、何か答弁漏れないの……、志波姫町のやつは。

**鈴木事務局次長** それから、もう1点、くりはら振興公社貸付金はどのようになっているのかというご質問だったんですが、事務サイドとしては、各町村の債券の額をとらえただけで、具体的な突っ込んだといいますが、どのような状況とかという部分までのことはありませんでした。

**議長** それで、ここで皆さん方に一言申し上げておきますが、この財産の引き継ぎでございますが、これは財産というものは非常にといいますが、移動の多いものでございます。そして、また今年3ヶ月があるんでございますが、その間に各町村で処分できるものがたくさんある訳です。処分できるもの。これは処分したものは処分したなりに、これは当然その町が処分したものですから、3月13日現在でもって新市に財産を引き継ぐということになる訳です。ひとつこのことはご了承ください

い。この現在の数字をもって引き継ぐということではございません。ですから、これは我々10人の町長確認しているところです。これから1年何ヶ月の間にいろいろな基金などは相当動きます。そういうことで、ひとつこれは新市直前の額でもって新市に引き継ぐということになりますんで、ひとつその辺はご了解賜っておきたいと思います。

遠藤委員。

**遠藤 實委員** 志波姫の遠藤です。実は私今確認といいますか、今会長がおっしゃったことを本当は確認したかったんです。これは14年度末の数字ですよ。あと15年、16年、17年の3月までにそれぞれの町では実施計画がある訳です。今からやられる事業、実施計画、実施計画に基づいた事業、あるいは財産取得、処分はそれは合併時に引き継ぎますよ。この表現ちょっと適當ではないんですけども、合併を見越した駆け込み事業、財産取得あるいは処分、そういうものはいずれこの10ヶ町村の中にはないんでしょうけれども、それが一つの基本であるということをやっぴり紳士協定をやってほしいなと。16年度、17年3月までと。これはあくまでも14年度末の実数でありますよということは理解しました。これはこれでいいです。後は、それ以降15年、16年、17年のあれをやはりそれぞれの町ではそれぞれ実施計画がある訳ですから、それはそれでは私は了としますけれども、それ以外については駆け込みという表現は悪いんですけども、それはきちんと少なくとも10ヶ町村の中で紳士協定やってほしいなと、そういう考え方はどうなんでしょうか。

**議長** やはり、これは各町村それを思い思いの中で財産を処分したり、取得をしたりすることですから、これはお互いの町のそれぞれの考えによって、やはりやることですので、当然これはその町、村が責任で行うということでご了承賜りたいと思います。

高橋委員。

**高橋光治委員** 質問の途中で違う方に持っていかれないかと心配しているんですが、私が言っているのは、この資料の中に志波姫町60万円と読んでいいと思うんです。こういうふうにありますと。議論は常に4町だ4町だと、石越だ、県だというふうに言っています。自治体が持つということはどういうことなんですかということでお聞きしているんです。個人の場合はきちっと株式というのは9万5,000円ですか、131株、これはくりはら田園鉄道にはあるんです。そして、我が金成町の出資分が10.29ということで決まっている。そして、これらは県の持ち株も10.16ということで決まっている。そのほか、七十七銀行とかあと民間の大口の方がいたりして、その他の欄に、これは9,500ですか、9万5,000というのかな、131株というのがあるんです。これらがあるのの中に志波姫町と、私が書いたんではないです、資料の中に志波姫町が持っていると書いていますから、株主なんじゃないですかと聞いているんです。

**議長** これ何か疑問があるんですか、この志波姫町が60万持っているの。

**高橋光治委員** あるんです。

**議長** どのような疑問があるんですか。

**高橋光治委員** 経営に参加できるやつなんですかと……。

**議長** ですから、株主……。

**高橋光治委員** 分からないから聞いているんです、私は。教えていただければいいんです。どうなんですかということで。民間の人なんか持っているやつは、入ってきていないと思います。ですか

ら、私そこを聞きたいだけです。そこを聞かせてくださいよ。

それから、私は先ほど会長も言いましたけれども、全部のやつを持っていくからですと、こういうふうに言っています。確かに私疑問で分からないから聞くんですが、自治体がつくったものの債券をここに出して、それを持っていくということは、極端な言い方をすれば、私の理解不足かどうか知りませんが、それは後々は10町村でみなして負担をしていくのだというとならえ方でいいのかどうかということです。これらについてはいろいろな部分で他のところがあるかどうか分かりませんが、考え方として教えてくださいということを私は言っているんです。これは私だけで言っているんでないです。私を取り巻く金成町の有力者の方たちも相当疑問を持っているから聞いてこいと言われましたので、私も聞いているんですが、その点が挙げられます。それから、もう一つ。

**議長** 高橋さん。（「違う点も聞かせてください」の声あり）高橋委員、まず、今その点で答弁させます。そして、また続けてまた質問させます。

**議長** 志波姫の町長さん答えていただけますか。鹿野委員。

**鹿野清一委員** 志波姫町で持っておりますこの株券につきましては、志波姫町は若柳とか隣の築館と行政的に今までいろいろ仲良くしてまいりました。ですから、若柳町がその当時所有しておいた株券、これに対しまして志波姫町も若干協力をしようということで志波姫町が株券を取得しております。その一つの例は、志波姫町は全く関係ありませんけれども、例えば伊豆沼漁協、こういうものは私の町は直接関係ありませんけれども、そういうところに補助をしたり、隣の町と仲良くするためのそういう行政をやってきた証拠だとひとつご理解をいただきたいと思います。

**議長** その次、はい質問してください。

**高橋光治委員** これも分からないから教えてほしいんです。

4ページの株券、地域振興公社金成町1,700、そして花山村1,000と、なぜこれだけ地域振興公社でここにくらなければならないのか。この点ちょっと私疑問なんでお伺いをします。

次に、各種基金の取り扱い、最後の方にずっとこう出てございます。前回のこの提案のときに説明をいただいた今後の基金の扱いについてでございますが、間違っていたら訂正をお願いしますが、財政調整基金につきましては、平成14年標準財政規模掛ける6%で持ち寄るということで説明を受けたと思います。その他各基金について、減債基金についてはルール分の平成16年の償還額とか、21世紀田園には1,000万円で統合とか、いろいろあったと思いますが、財政調整基金の部分などはこの資料を11ページで見ますと、郡内で26億9,966万9,000円ということで、ほぼ27億円現在あるようでございます。そうしますと、これらは当金成町で先ほど言いました14年度の標準財政規模に合わせて積算をしますと、1億7,000万円財調基金で持ち寄ればいいのかというふうになります。2億9,000万円あるんですから、もっと持ち寄ってもいいかなというふうに私は考えてございますが、なぜこれが6%という観点で、この間ご説明をいただいたのか。私にはその根拠というものが分かりませんので、教えていただきたいということです。

**議長** はい、そのこと事務局、答弁してください。

**二階堂事務局次長** まず、4ページの株券のところは地域振興公社等とのくくり、なぜかといったことですが、第3セクター等に出資している株券、この部分をそれぞれ表現するために金成町の振興公社、花山の振興公社と、ここは一つにくくって欄を設けたということでございます。4ページの地

域振興公社は花山村の地域振興公社と金成町の二つが入っているということで、株券としては別ですけども、振興公社としてまとめさせていただいたという表になってございます。

財政調整基金の6%のお話、一つのルールということでのお話ですが、確かに平成14年度末の財政調整基金の残高、現在高は資料の11ページにございますとおり各町村ばらばらでございます。これがそれぞれの町の財政規模の何%になるかということを経験してみまして、これもやはりさまざまでございます。言葉あれですが、余裕のある町、余裕のない町さまざまでございます。そういった中で、どのレベルで持ち寄ったらいいかといった協議をしましてまいりました。

いわゆる一般的には標準財政規模の10%というのが望ましいというふうに言われる訳ですが、10%という目標を立てますと大変苦しい町村にとっては、その金額を積み立てるのも大変ですし、16年度の財政運営も大変になってくるというようなことから、だんだん下げていきまして6%程度であれば、ちょっと足りない町村であっても大丈夫持ち寄ることができるということで6%というような約束事がされたという状況になってございます。

**議長** 高橋委員。

**高橋光治委員** 何とか理解は出てきましたが、ですから、先ほどの第3セクターの話もちょっと絡ませてほしいということで、会長申し上げたんです。金成の株式会社地域振興公社と株式会社花山村の地域振興公社は全く別の法人で他のところではきちっと7社とかということで書いていながら、ここに来てきちっとまとめているんです。振興公社だけで。そういうのは、私は記載として不的確ではないかというふうに思いましたので、他のところは全部独立して記載しているのではないかというふうに私は思っているんです。ですから、疑問点としてはなぜ花山と金成だけでいっしょにしてもらったのかなということで、うんと不思議だったものですからお尋ねをした訳です。今後の記載方法もこのようにするというのであれば、常にそういうふうに理解をしなければならないのかなということで考えてございました。多くの方が疑問でございました。これはよろしいです。このまま行くというのであれば、私は要望としては金成の地域振興公社、花山村の地域振興公社と段を落として一方向に構わないし、なお明確だというふうに思うんですが、いかがでございませうか。

二つ目、基金の関係であります。6%、今説明を受けると、いろいろな町の状況があったということですが、これから考えますと、先ほど来各委員さんからも合併してから事業ができなくなるんでは大変だとか、そういう今後の問題の心配も多分あると思うんです。そうした場合には、6%という根拠ではなくて、標準規模で10%というのはよく合併のところで聞くんですが、栗原6%で今後の事業が本当に、会長立てられていくんでしょうかという、これは私だけの心配でしょうか。

逆に10%でも、基金のあるところここに出ていますから、財政調整基金は26億9,969万円、ただ今のところ。こういう状況のときに、私は何もその後事業したやつを分からないからそこで議論しているのではないんです。今の資料で議論しているんです。ぜひ、そういう意味では今後の新市のためにも、財調基金を、私は10町村の中で、栗原市に多く持ち寄るべきというのが思いであります。これは会長いかがでございませうか。

**議長** 会長から説明させてください。

まず、今の振興公社、これは一つの資料でございませうので、これは金成、花山振興公社として分けた方がよいというふうなことであれば、これは分けてここに記入しても何ら差し支えないことござい

ますので、今後にあつて資料をつくる際にお分けしても結構です。

それから、財政調整基金、これはやはり今10%という大変ご奇特なご意見がありました。そのようであれば一番いいんですが、やはりなかなか各町村で、これもやはり16年度の予算を編成するに当たっては、今の10カ町村で26億、約27億というのがあるんですが、これはやっぱり一般会計の繰り入れといったようなことについて使用していかなければならない町もあるようでございますので、この6%というのは、隣のいわゆる登米郡でも今いろいろと合併を進めております。その登米郡ではそのような率でもって話し合いがなされたというようなこともございまして、他の地域の先例等も見比べて決定させていただいたということでございますので、もしご了解つければお願いしたいと思います。

**高橋光治委員** 会長、財産も持ち寄るといふことでございますから、そうすると債券も持ち寄るでしょう。今後の中で、現在出されている数字が事業によって変化すること、これは当然だと思います。ですが、それは変化をしていく努力を各町村がやっていくことであつて、この間、であるならば、債券の関係も各町村でお支払いをしていく努力をするのも一つの責任だといふふうに、これは思うんですが、会長いかがでございますか。その点の検討は今後町村長会議や幹事会などにおいてもされるという理解でよろしいのかどうか。当町もそういうのがあれば、借金一生懸命返さなければなりませんので、ご指導をお願いします。

**議長** ここに減債基金という基金がございます。これらは当然その町のそれぞれの考えで繰上償還等に使ってくるべきだろうといふふうに会長は考えております。

そのほかにもございませんか。千葉委員。

**千葉伍郎委員** 今いろいろ議論されておりますが、協定項目の6調整方針・調整内容、10ヶ町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。これを、私今日ちょっと資料持っていないんですが、この一連のこうした財産、債務を含めたすべてを新市に引き継ぐんだと。文章的には極めて簡単に分かりやすいんですが、それぞれあります持ち出し分をどうやってルール化したのか全然見えないんです。

例えば、本町の場合を例にとつて申し上げますと、借金も多い町ですけれども、すみません、資料の2ページ見てください。行政財産、普通財産の中身を見ましても、本町の場合は、この行政財産、普通財産を合わせますと98億云々と、こういう飛び抜けて数字的に数字が出てくる町村もあれば、そうでない町村もある訳です。こういう財産は全部何のルール化もなく、何月何日現在あるものはみんな持ち寄るといふことだけの今回の新市に引き継ぐ内容がそんなんでしょうか。今いろいろ出たようですが、例えば、財調基金の関係については6%とかどうだとかという話がありますが、そのルール化した財産、あるいは債券含めてルール化したやつ。あるいはこれはもう丸々出していいですよ。あるいは債務は丸々出していいですよとかというルール化した文章があるのかどうか。どうも出されました資料を見ただけでは、何がどのように引き継ぐのかということだけが分かりません。

先ほど会長からは、これから16年、あるいは17年3月14日までの動く数字があると。これは当然理解しますが、今言ったように合併の駆け込みがこのような加速をされるような状況にあるのではないかといふふうに思いますので、あらかじめ、これらの問題についてやっぱりルール化したやつを示していただきたいです。さっきの財政調整基金でなくとも、6%というのは一定の根拠が



あって出されたんでしょから。そのルール化した、各財産の持ち寄り分、借金も含めた持ち寄り分のルール化した図はお示しできないんでしょから。これが第1点です。

第2点目は、これはここに何も書いていないんですが、一部地域と町村が、本町の場合ですと、栗駒町の場合ですと、一部地域と他の町村と共有財産になっているところがある。これは一体どういう処理をしていくのか。一部地域財産というのは、例えば岩ヶ崎四日町地区の財産というやつです。これは例えば、他の町村と関わっています。もっと具体的に申し上げますと、尾松桜田地区の財産区、これと鶯沢で共有財産、組合をつくっています。これらの一部地域の、また町村とも違うんです。一部地域の財産区の取扱いはどのように議論をされたのか。これはもうどこまでも引きずっていくんでは、これは大変なことだと思っんです。

ですから、この一部地域の財産区の取扱いについては、新市移行に当たってどういう話をして、どういうルール化が今現在確立されているのか、この資料を見る限りはございませんので、この辺までお聞かせをいただきたい。

それから、もう一つ、これは1市9町村ですか、いわゆる郡有林という施設があります。これはもう古川市を除きますと一括りにして栗原市と古川市だけの共有財産に共有林組合議会となると思っんですが、これらも同じように、今まで1市9ヶ町村であったやつが2市共有林組合と、こういう仕組みになるのかどうか。いずれにしても、財産の取り扱いですから、こういうものがこの中に全然書いていないです。ですから、こういうものはどういう取り扱いをしようとしているのか。同じ財産ですから。ですから、これをちょっと聞かせてください。

**議長** 千葉委員、先ほど行政財産のところ、栗駒町980というような、これは面積でございます、金額でないそうです。これは面積なそうですので、土地ですから、面積を表したということなそうです。ひとつご了承ください。

それでは、その次のこと答弁してください。

**二階堂事務局次長** ただ今会長が申し上げましたが、土地の財産、建物の財産、基金、負債全て引き継ぐということで、基本的には全て引き継ぐということでございます。それで、正の財産も負の財産も新市に引き継ぐんだということをお考えをいただければというふうに思います。

それで、今出ました一部地域の財産と、いわゆる財産区とは別でございませうか。栗原郡内には今財産区というものはないと、金成町にはございますが、栗駒町さんの方にはないとしたことでございます。金成町さんの考えといたしましては、その財産区は合併前に処分をいたすというような考え方がありませうでございます。

あと、一部事務組合の財産並びにいわゆる郡有林の財産、この関係につきましては、協議項目の中で一部事務組合等という項目がございます。その中で財産も含めて協議をいただくということになるかと思っます。

**議長** 千葉委員。

**千葉伍郎委員** 全然聞いている趣旨が分からないようですね。一部地域の財産、共有林組合、これは現実に先ほどちょっと触れましたが、栗駒町尾松の桜田地区と鶯沢町の共有林です、組合になっています。かなりの財産も抱えています、これは、これなどはルール化を、いわゆる議会の議決を得て議員を選出していますから、これが事務局で把握していないとなると、これは困る訳です。こういう

のはきちっとルール化をしないと、その地域の既得権というような形になります。ですから私言っているんです。こういう関わりはどうするんだと。現実には議会の承認を経て議員を出している訳ですから、そして大枚の財産を抱えている訳です。ですから、私はそういうものを。

それから、もう一つは、先ほど私は金額だと思ったら面積なそうですから、面積でも何でもいいんですが、トータルして借金も財産ですから、トータルをして一体今度の合併をするためには、幾ら住民1人当たり持ち寄りなければならないのか。そうでないと、17年3月14日まで法的に許された借金はどんどんやると。その自治体で判断をしてどんどんやると。それから、売れる財産は法的に許される範囲はどんどん売っちゃうと。こういうものになりやしないかと私は思っているんです。ですから、今の時点で、この協議項目を決定をするに当たって、ルール化したものがあるのかないのか。私はこの資料を見る限りは、先ほど来議論しているように、財政調整基金6%なんていうのは知りませんよ、公式には、こういうものはどこで議論されて、どういうものをだれが決めてそういうことをするのか。それはそれでも結構ですが、ルール化した分はやっぱり協議会の協議項目の中に参考資料として提示をしていただいて、そうするとトータルでそれぞれの町はどういう財政の中でどういう持ち出しをしなければならないかというのがおのずから分かる訳です。

そこを私は先ほどから言っているように、この財産処理をするに当たっては、一定のルール化をしないととんでもないことになりますよということですから、分かりやすく聞けば、このきょうの協議事項を決定するに当たってはルール化したものはないんですか、この辺聞かせてください。

**議長** 会長から答弁しますが、現在ルール化したのは財政調整基金6%で持ち寄りましょうというのが一つのルール。それから、いわゆるそのほかの財産、今栗駒町の例をとって申されました林野組合の例をとって申されました。これは一部事務組合の時にこれは論議をして財産の引き継ぎをするということに決めていきたいと思えます。

それから、それぞれの町にいろいろな事情があって財産を持っているのがあると思いますが、これはやはり合併まで町有地になったものについては町の財産ですから引き継ぎをしていただきましょうと。それから1人当たりのいわゆる起債の額、それから財産の量、こういうのもってルールをつくって、決してそのようにいく訳ありません。やはり現在の起債残高、これもいつか資料として出していました。この中でも当然これから地方交付税がどのように変わってまいりますか分かりませんが、地方交付税の対象になる額は、起債、残債の今残っておる起債の償還未済額、この額のうち、これは交付税で計算される額ですよ。そのほかは一般財源で償還していくものですよということまで、出しておるはずですよ。これは資料として出しています。

ですからして、結果的には駆け込みで借金を幾らしてもいいのか、それから今ある基金を全部使ってもいいのかというようなことについては、これはそれぞれの町の首長、ともにやはりこれから合併をしていくということになりますので、あえてここで駆け込みの借金をしてやっていこうとか、こういうことは絶対にあり得ないこと。これはやはりお互いの紳士協定です。これは千葉さんが心配なくとも、恐らくはそういう点で進んでいくのでないのかなというふうに会長としては考えておりますが、いかがでしょうか、皆さん。千葉委員。

**千葉伍郎委員** きついところはきついけれども、随分緩やかな物の考え方だなと思っております。財産とか借金も財産ですが、言いもめする時は財産なんです、大概。ない財産では言いもめしません。

もめる時は必ず財産なんです。ですから、私は今会長が言ったようなことであれば紳士協定なんです。紳士協定がややもすると踏みにじられて出てくる可能性があるから、先ほど言ったように17年3月14日まではそれぞれの自治体の首長さん方の紳士協定に基づいたルール化を期待しようということの気持ちは分かりますが、今言ったような最低でも必要な経費は出さなければならない訳です。そうしますと、一定のルール化をしていかなければならない、私はそう思っているんです。それがやっぱり首長さんたちの会議だと私は思うんです。

ですから、先ほどから聞いているように、この協議項目の整理方針と調整内容は全くこの10ヶ町村の所有する財産、公の施設云々と、これだけの1点で膨大な資産、財産も含めてこの1点でやっていくということだけでいいんでしょうか。先ほど言ったように財政調整基金の持ち寄りの6%も恐らく持ち寄るまでの議論は大分議論したと思うんです。ですから、こういうものはあらかじめ時間が多少かかっても、ルール化をしていくというのは私は必要でないんでしょうかと。そうでないと修正が効かなくなります。

ですから、私何回もくどいようですが、事財政問題に関していけば、ルール化をして、みんなにこのルール化になっているやつを公表しておく。そして、そここのところを超えない公正で公平な合併をしていくというのがやっぱり必要なんではないかと、ここを議論しないでやばっちいやつは通りすぎていて、どうしても持ち寄らなければならない財調だけは議論に議論を重ねて6%だというだけでは済まないんだと思うんです。このところをもう一回聞かせてください。

**議長** 会長から申し上げます。

千葉委員さん、これは今抱えております各町村の未償還残高、これはここで決めております。これを引き継ぎますよということはこれは分かります。分かるんでしょね。しからば、ルールを作らないで各町村で16年度の予算でもって起債を思うがままに起こせるかと言ってもこれは絶対起こせません。起債というものは知事の許可なくして起債を借りられません。ですから、これは勢い銀行から金でも借りて借金だということで各町村が町村合併した後に新市に引き継ぐか、これはそういうことは決してできないはずですし、現在段階の負債もこれは引き継ぎますよ。そして、これは16年度の予算でもって償還するものもあります。また起債を借りて仕事をしていかなければならないものもあります。その起債をするについても、これは各町村で財政計画の中できちんと財政計画を立て、そして、これは既にもう起債申請をして知事の許可をもらわなければ起債はできませんからして、みだりに駆け込みでもって借金をしようと思って恐らくは全くできないと言って私は過言でないと思います。そのような中で引き継ぎをしていって、この今財産の中のこの項目のルールで私は引き継いでいって、何ら疑問がないのでないかと思えます。

**二階堂事務局次長** それでは、先ほど来財産の引き継ぎに当たってのルール化といったお話があったんですが、前回この財産の取り扱いについてを説明する際に、資料の11ページ、12ページを説明した訳ですが、再度一つの考え方をもってこのような資料を出した訳でございますので、もう一度ご説明をさせていただきます。

資料の11ページ、統合する基金ということで積み立て基金がございます。先ほどお話のありました財政調整基金、これは6%以上持ち寄ろうということの一つのルール化をさせていただきます。

その次、減債基金でございます。これは町債の償還に必要な財源を確保するための基金ということ

でございますけれども、これは起債償還のために普通交付税に算入されてきた金額がございます。その金額のうち、16年度末までの未償還分のうち、普通交付税に算入をされている額は持ち寄ろうということでひとつルールを、協議をしてきたという経過がございます。

次の福祉基金でございます。これは高齢化社会に対応した施策を推進していくための基金ということでございますが、これも平成3年度から5年度におきまして、普通交付税の基準財政需要額に算入されました地域福祉基金費の30%、これを持ち寄ろうということで協議をしてきました。

その次、21世紀の田園文化創造基金でございますが、これも地域の活動強化、支援を図るための基金でございますが、これも普通交付税措置された1,000万円という額がありますが、これは持ち寄ろうということで協議をしてきました。

その次、国民健康保険の財政調整基金でございます。これは国保事業の財政運営を図るための基金でございますが、これも原則といたしまして県指導保有額というのがございます。いわゆる3カ年の給付費の平均、その15%は持ち寄ろうということで協議をしてきたところでございます。

その次、簡易水道事業財政調整基金ですが、これは簡易水道事業の財源確保という基金でございます。これは各町村事業計画内の運用でありますので、合併時まで現計画どおりの運用を行いまして16年度末の残高を持ち寄るということで協議をしてきました。

最後に、介護保険財政調整基金でございますが、これは介護保険事業の財源確保という基金でございます。これも同じように各町村事業計画内での運用ということでございますので、合併時まで現行どおり運用をして16年度の残高、合併直前の残高を持ち寄ろうということでこれまで協議をしてきたところでございます。

そのほか、11ページの下の部分につきましては、定額運用基金の基金でございます。これは残高を持ち寄るという一つの考え方でございます。

そのほか、12ページには継続する基金ということで、栗駒町の庁舎建設基金から花山村の一番下まで、温湯山荘事業財政調整基金までございますが、これはこのままそれぞれの目的を持った基金ということでございますので、このまま継続をして新市に引き継ぐといった、そのような考え方をこれまで協議の中で調整をしながら、今回提案をしているものでございます。

**議長** 今事務局から追加答弁といいますが、いろいろとルールのなことについても説明がございました。財産についてご質疑ございますか。武田委員。

**武田正道委員** 高清水の武田です。

なかなか質疑応答が多くて意見発表というのができないんですけれども、私は意見を発表したいと思います。

今会長からもご説明ありましたように、それから、あと事務局から説明もありました。隣の地域では基金については明文化したようですけれども、ほかの協議会の資料もいろいろホームページとかで眺めてみますと、やはり紳士協定にのっとって、このような文言の範囲内とするしかやむを得ないのではないかと思いますので、この原案に賛成したいと思います。

**議長** はい、ありがとうございました。

そのほか、財産についての質疑がなければ、……。高橋委員。

**高橋光治委員** 私も先ほど来から意見を言っているつもりなんです。財政調整基金というのは6%

ということで、平成14年度の標準財政規模掛ける6%で調整がしてきているようですが、10%にすべきだというのは立派な私は意見でないかと思うんです。ただ、できるかできないかのやつは協議をしなければならないと思います。それをしていかないと、次のまちづくりができないんでないかという心配が私あるからなんです。これをぜひ、10町村のまちづくりの中で持ち寄ることができるかできないかという議論を是非すべきだというのが一つですし。

この間、説明あった時に、今説明ありましたルールは私は聞き及んだと思っているんです。それらについては、当町としては勉強してきました。ですから、先ほど来からありますように、21世紀田园文化の創造基金は、これはそれぞれ1,000万円の統合なんでしょう。こういうふうに決まっているんです。それで持ち寄って大丈夫かなというのは、金成町の中でも心配しているから。そうすると、持ち寄れる財政調整基金なんかは持ち寄ったらいいんでないかと私は言っているんです。金成町は2億9,590万円あるもんだから、この中では。そうすると、この6%ということになりますと、1億7,000万円です。そうすると、2億9,000万円から1億7,000万円ですから、1億2,000万円使えるよという話になってしまうということです。使わないで持ち寄りましょうかという立派な意見を述べていると私は思うんですが、会長これに対してはいかがですか。

**議長** 大変建設的なご意見ありがとうございます。このことについては町村長の中でいろいろと論議をいたしましたし、幹事会、それから総務部会、これは論議をいたしました結果、各町村でやはり6%でなければ持ち寄れないという結果も出ておりますので、大変貴重なご意見でございますが、ひとつ6%のいわゆるルール分です。ひとつご了承賜りたいと思います。

それでは、財産の取扱いについては以上で承認するという事によろしくございますか。

(「異議なし」の声)

**議長** それではご異議なしと認め、協議第34号 財産の取扱いについては原案をもって承認するという事に決定をしております。

暫時休憩をいたします。ただいまここに備えてあります45分から55分まで10分間休憩します。

午後4時45分 休憩

午後4時55分 再開

**議長** 休憩前に引き続きまして再開をいたします。

#### 協議第35号 農林水産関係事業(その1)について

**議長** 協議第35号 農林水産関係事業(その1)についてを協議議題にいたします。

これも前回の際、事務局から説明がありました。このことについて何かご質疑等ございますか。佐藤委員。

**佐藤重美委員** 一迫の佐藤でございます。

この一番目の農業振興地域整備計画ですか、ここに文言がずらっと書いてございますけれども、い

わゆるこの点につきましては、現在各町村で計画しているものを引き続き新市に継承するんだと、こんなふうにとれる訳でございますが、その中に新市において新たな計画を策定すると、こういうことになっております。

私ども合併をするにつきまして、やはり栗原地域の産業の振興というものは、これはおろそかにできない課題だなと、そんなふう強く感じておるものでございますけれども、そうした観点から言いますと、少しインパクトが弱いのではないかなと、そんなふう思う訳でございます。特にこの栗原地域、いろいろな形で衰退しているというふうに言われております。当然ながら、稲作を見ましても、本年度は非常に収量が少なかった稲作等もございまして、それから、やはり言われております地産地消といいますか、いわゆる農作物を生産したならば、各農家がやはりそれを現金に変えていくと、あるいはそのほかは何らかの加工してやはり地域の皆さんに買ってもらうとか、そうした一つの流れをつくっていくのも一つの方法ではないかなと、実はそんなふう思っている訳でございます。

やはり、働き場の確保とか、新たな振興策、こうしたものを考えていくべきではないかなと、そんなふう思う訳でございますけれども、ひとつその辺のご意見をお聞かせいただきたいと、そんなふう思います。

**議長** はい、ありがとうございました。

今の佐藤委員からのご意見に対しまして事務当局考えがあったら答弁してください。

**千葉事務局次長** 新たな農業振興ということでございましたけれども、ここにつきましては、現況の農水につきましてこのように調整したいというものでございます。

今言われましたことにつきましては、第4章、新市建設計画の第4章の中に盛り込んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**議長** よろしゅうございますか。大変ありがとうございました。

そのほかございませんか。はい、どうぞ。山村委員。

**山村喜久夫委員** 6の各種制度資金の利子補給の文章なんですけど、この利子補給ということで、利子補給率という考え方でよろしいのでしょうか。それとも、制度資金そのものを指すのでしょうか。

**議長** はい、内容説明。

**千葉事務局次長** はい、この利子補給部分につきましては、あくまで利子補給率の補給の部分のみの調整案でございます。

**議長** それで、補給率をどのように設定するのかということについては答弁できませんか。

**千葉事務局次長** 補給率につきましては、合併時まで調整したいという内容でございます。

**議長** よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）そのほかございませんか。

なければ……、いたんですか。どなたですか、長谷川さん。

**長谷川厚子委員** 1ページの認定農業者数ということで書いてありますけれども、ここの目標、農業所得というのがございます。この中で一般農家が700万円という金額が普通やっぱり5町以上も作っていないとなかなか所得がないということで、認定を受けられない方があったんです。それで、この金額を一定したいと思うんですけども、一迫さんも800万円くらいですけども、花山さんのところは面積も低いということで500から600という差があるらしいんですけども、これはどのように引き継ぐのでしょうか。これは定められたものがあるのでしょうか。そこをお聞きしたい

と思います。

**議長** 事務局、答弁。

**千葉事務局次長** ただ今の目標の農業所得の額につきましては、ほとんどが700万円から800万円ということでございますけれども、町村によっては設定金額が違っておるということです。この金額につきましてはやはり新市において設定したいということでございます。

**議長** 新市にしたらどれくらいに考えているかまだ分からないんですか。これは新市になってから考えるということでございます。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）そのほかございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、協議第35号 農林水産関係事業（その1）については原案を承認することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

**議長** 協議第35号 農林水産関係事業（その1）については原案を承認するというので決定してまいります。

#### 協議第36号 一般職の職員の取扱いについて

**議長** 続いて、協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについてを協議議題にいたします。このことについても既に前回説明をしてあります。

この内容についてご質疑等ございましたらお願いしたいと思います。津藤委員。

**津藤國雄委員** 瀬峰の津藤と言います。

職員の身分の取り扱いについての2番目なんですけど、「職員数については新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。」という文言がありますけれども、ご案内のとおり平成17年3月首長さん初め助役あるいは収入役すべて失職をされるというようなことで、議員そのものも定数まだはつきり確定はされておられませんけれども、削減をされるというような、そういう姿になるようでございますが、そんな中で、適正化計画、この作成につきましては、事務所の方式、一部、分庁方式を含む総合所方式というような形で推移をされる訳です。そうしますと、職員の人数は余り減らないというような姿になるんじゃないかなという感じがするんです。

そんな中で、この計画をそのまま合併するまでにある程度人数的シミュレーションをつくるべきだと私は思うんですけども、今建設についても議論されておりますけれども、そんな中で、機構図が示されていないんです。果たしてどのくらいの形の総合所方式でやり、あるいは分庁方式の形でいくのか、その辺もありますけれども、この職員数においては合併時までにかようなシミュレーションをつくるべきだと私は思います。

平成13年度で1,048名ですか、それからこのままで行きますと退職する方もおりまして、10年後には689名になるというようなことですが、やはり新規に採用する、当然必要だと思うんですが、その辺も合わせてこの適正化計画、これなるものができているものかどうか。その辺についてお尋ねをしたいと思います。

**議長** 津藤委員に対する答弁、ひとつ今考えられていることありましたら答弁してください。

**濁沼事務局次長** ご説明いたします。

一つは、新市の適正化職員数は何人ぐらいかという部分が、これは絡んでくると思います。これは今お話ありましたように平成13年度の給与の実態調査から言いますと、栗原の10ヶ町村の職員数は1,048人となっております。これを14年度の給与の実態調査が出ました人数から言いますと18人少なくなった1,030人が平成14年度の給与実態調査の栗原10ヶ町村の職員数であります。

それでは、新市の適正化の職員はどれぐらいかという部分になりますが、これは全国の25の市の平均職員数を例にとっております。そうしますと、大体が700人弱ということで、栗原の10ヶ町村の今の職員数から言いますと350人強多いという部分になります。これは具体的にどのような適正化を図るのかという仕方ですが、これは新規採用者を定年退職者の基本的に2分の1を基準として採用していくということを考えております。そうしますと、そういう部分から言いますと内容的に10ヶ年ぐらいでは大体300人ぐらいの職員数の削減ができるのかなと。ただ、これは一番問題出てきますのが、行政組織機構との関係であります。ただ、この内容ですが、これは今事務組織及び機構の取り扱いにつきましては、総務部会で協議中であります。

この調整内容については、2月5日の第12回の協議会に提案をする予定であります。この組織機構の分と絡んできます。ただ、今回の調整内容は合併時まで調整するという提案内容でありますから、それまでに当然先ほど言いましたように、事務組織の考え方は協議会の方にお示しすることになります。

**議長** 今のよろしゅうございますか。

そのほかございませんか。千葉委員。

**千葉伍郎委員** 3点についてご質問いたします。

文書表現的には理解をするんですが、現状認識についてお尋ねをいたします。

これは労使間交渉の最たるものでございまして、労使とも窓口の整理はどこまで進んでいるのかまず第1点です。

2点目は、これらは協議会の決定もさることながら、労使協議を行って合意に基づいて実施移行するというのが私は基本だと思っています。これらについてはどのように認識をされているかお聞かせをいただきたい。

3点目は、4番の職員給の関係ですが、職員給の決定に当たっては労使間、いわゆる労働者の基本的な労働条件の最たるものであります。したがって、この認識にまず提案をした皆さん方はこの認識に立っているのかどうかお聞かせをいただきたい。

**議長** はい、千葉委員に答弁してください。

**濁沼事務局次長** お答えいたします。

ただ今労使交渉の部分については現在はまだ始まっておりません。これは当然これから必要になってくるのかなというような感じがいたします。

それから、給与の関係ですが、これは当然職員の処遇及び給与の適正化の観点から現級給を保障しながら段階的に調整をしていくということになるかと思えます。

**議長** 千葉委員。

**千葉伍郎委員** 三つとも絡むんですが、協議会で物を決めてから労使交渉をするということになり



ますと、大変難しさが出てくるんじゃないかなと思っています。少なくともこの種の内容については並行交渉をしていかなくちゃならないんです。どちらからか声かけられるかお互いに待っている中身じゃないんです、これは。10ヶ町村の合併というのは既成事実の中に進んでいる訳です。ですから、少なくとも労使とも合併に一致点を見いだすのであるならば、少なくともその交渉の窓口というものはきちっと整理をして、どちらかということではなくて、やっぱりそういうテーブルにつくというのが私は基本認識だというふうに思っています。

それから、今現級の話が出ましたが、いずれにしても現級保障にせよどういう形にしる、労使間ルールというのを確立をしておかないと、その場その場で問題を整理をするというのは、私はなじまないと思います。したがって、これは文章そのものをどうこうしろという言い方はいたしませんので、少なくともこの協議項目が了解された以降も、少なくとも今言ったようなルールを確立しておくという認識に立たれているのか、あるいは立とうとするのかどうか、これはお聞きをしておきたい。

**議長** はい、事務局。

**濁沼事務局次長** 先ほど言いましたように、10ヶ町村の職員を整理をするという部分は特に発生はしておりません。考えておりません。ただ、これは先ほど言いましたように退職者の基本的2分の1を採用した場合、段階的に職員の削減を図っていきますという部分であります。

それから、もう一つは、これはご存じかと思いますが、10ヶ町村の職員の給与の格差が結構あります。これは内容から言いますと一、二年で調整できるものでないだろうと思います。それぐらいの10ヶ町村の職員の給与の格差が大きいということです。この部分については、先ほど言いましたように、現級給を確保しながら、段階的に調整を図っていくということでありまして。でありますから、特に今の現級給を削減するというような考え方ではなくて、現級給を保障しながら、段階的に時間をかけて調整をしていくということでありまして。ただ、この調整段階で労使の協議等が当然必要かと思えます。それは、いつの時点ということでお示しはできませんが、これは当然労使の中で協議が必要とされるだろうというふうに理解をしております。

**議長** 千葉委員。

**千葉伍郎委員** 前段の部分は私は答えていただくつもりはなかったんですが、文章表現的には先ほど言ったように私はこれをどうしろとか、「てにをは」を変えろとかと、こういう話はございません。先ほどから言っているように10ヶ町村を取りまとめて出発をするということですから、この労使交渉というものはおろそかにできない中身ですよ。したがって、少なくともこの協議項目がこの協議会において承認をされた以降についても、この精神は引き継いでくださいよということを私は強調している訳です。それが、向こうから来るかこっちから行くかとかという中身じゃなくて、少なくとも1年数ヶ月しかない合併の期日がもう既に決まっているという状況からすれば、遅きに失しているぐらいのことです。ぜひそういう意味では、情勢を聞きますと栗原の場合はそういう意味では進んでいないように聞いておりますので、これは私の方からは意見として申し上げておきますが、協議を了とするにしても、ぜひ、そういうルール化の認識に立って、これから事を進めてほしいということだけ要望して終わります。

**議長** はい、ありがとうございました。そのことについては我々10人の町長、気持ちに入れながらこれは各町村でやっていかなければ、協議会の職員でやるということではできないと思いますので、

これらについては各町村でもって統一した見解を持ちながら労使交渉をしていくのが妥当であろうと思いますので、そのような方法で進めさせていただきます。

そのほかございませんか。山村委員。

**山村喜久夫委員** 一迫の山村です。

17年度職員採用についてやるのかやらないのか。やるのとすればどこでそれをやるのかということをお聞きしたいと思います。

**議長** これは大変難しい問題ですが、まだこれは10人の町長としてもまだ協議をいたしておらない訳でございますので、これも退職者等とも関係がしてまいります。いずれ、これらについては後で協議をしていきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）まだ事務局考えていないね。

いいですか、このことは新市でもって考えていかなければならない問題であろうと思いますからして、ですから、これはどのようにしていったらいいか。恐らく17年はまさか採用しないでいくということもできないだろうし、本来であれば人が余っているのですから、17年度だけはどうしていったらいいのか、これは10人の町長できちんと話し合いをさせていただいて、新市に引き継いでいきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

それでは、高橋委員。

**高橋光治委員** 2点についてお尋ねをします。

一つには、一般職の職員の身分の取り扱い1にありますように、すべて新市の職員として引き継ぐものとするというこの内容、関係町村の分です。これは私理解不足ですからお尋ねしますが、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定によって、これを理解するというところでよろしいのかどうか。それは、先ほど会長からありましたように、町村が合併する際に、その職にある職員は引き続き職員としての身分を保有する措置をしなければならないというのが9条だというふうに私は理解しているんですが、これらが1の中にきちっと踏み込まれているという理解でよろしいかどうか、この点一つ。

二目ですが、先ほど来説明がありますように、ここは1,317名という実配置人員が示されてございます。こうした中において、さきの基本計画の中では1,048人ということでありましたが、当栗原市を囲む内包、現在の郡の中には一部事務組合を含めまして広域行政や衛生その他特別職員がいると思います。これらは他の市、大崎市や登米市とは違いまして栗原の場合はこれまでも10町村でやってきた枠組みの広域がそのまま合併の協議に参加している訳でありますから、今後は合併後の中に一部事務組合の職員その他もきちっと組み込まれるのだという理解をしてよろしいのかどうか。提案は多分一部事務組合のところから出されるというふうに思いますが、そういう理解でよろしいのか。

そうしますと、1,313名の部分が適正人員700というとらえ方だけではなしに、私は何回も言っていますが、栗原の場合には11市町村的な職員、極端にはっきり申し上げさせていただきますが、平成14年4月1日の広域の職員は170名です。我が金成町は110名しかいないんですから、それ以上60名多い、これは消防、教育、その他のところだけで。ですから、1自治体よりも多い職員が広域の中にいるということです。これらは、すべて協議が進んで栗原市になれば、職

員的にも移動するという理解をしてよろしいのかどうか。この点は会長専門でありますから、ひとつ明確に。

**議長** 事務局の方から答弁させます。事務局答弁。

**濁沼事務局次長** 1番目の質問は仰せのとおり、そのとおりであります。

二つ目の、1,313人の職員の関係ですが、先ほどお話ししました対比は普通会計における職員数をお話ししました。でありますから、一部事務組合等の職員については先ほどお話ししました人数には入っておりません。それも含めて当然組織機構も含めて、これから調整をしていくようになると思います。以上です。

**議長** 高橋委員。

**高橋光治委員** 2点目の調整はよろしいんですが、私がお聞きしたのは、調整の前に広域その他になっている部分は構成10町村の中で合併が協議されていますと。登米とか大崎の方は違うところがありますから、多分一部の事業では一部事務組合を継続しなければならない部分もあるでしょうし、新市に引き継ぐ部分もあるでしょう。これは合併する形態によって全国さまざまなんです。しかし、栗原の場合は同じ母体でありますから、先ほど言いましたように、ただ今の栗原広域の170名がこの合併協議の1の時点の一般職と同じような格好で新市に引き継ぐものという今後の考え方をしていかなければならないのかどうかということでお聞きしているのでありますから、調整は後でいいと思います。基本的なことで聞かせてください。

**議長** 事務局。

**濁沼事務局次長** お答えします。

当然、一部事務組合の場合10ヶ町村で構成している組合については新市になった場合には、一部事務組合は存在しないことになるだろうと思います。当然新市の職員体制に組まれるということになるかと思えます。

**議長** よろしゅうございますね。

そのほかございませんですか。（「なし」の声あり）

それでは、協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについては原案をもって承認することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

**議長** 異議なしと認めます。それでは、協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについては原案を承認することに決定してまいります。

以上をもって、きょうの協議事項が終わりましたが、提案事項がございます。

## 6. 提案事項

協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第38号 高齢者福祉事業について

協議第39号 児童福祉事業について

協議第40号 新市建設計画（第4章建設計画、第5章公共的施設の適正配置と整備）について

**議長** 協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて、協議第38号 高齢者福祉事業について、協議第39号 児童福祉事業について、協議第40号 新市建設計画（第4章建設計画、第5章公共的施設の適正配置と整備）について、この4項目は次回の協議会において協議することにいたします。

一括して議題にして、内容の説明を求めてまいりたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

それでは、内容の説明をしてください。

**濁沼事務局次長** それでは、協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて、説明をさせていただきます。調整内容です。

常勤特別職（市長、助役、収入役、教育長等）であります。

（1）市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。

（2）給与の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。

次に、非常勤特別職です。議会議員、農業委員会委員であります。

（1）議会の議員及び農業委員会の委員の任期については、法令の定めるところによる。

（2）報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時にまでに調整するものとする。ただし、在任特例の適用を受ける場合の期間については、現行報酬額をもとに調整するものとする。

3．非常勤特別職、これは行政委員会委員であります。

（1）行政委員会の委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。ただし、監査委員の定数及び固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人とする。

（2）報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。

4．非常勤特別職、その他であります。

（1）現に10町村で設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものについては合併時にまでに統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。

（2）人数、任期及び報酬額等については、現行の制度及び県内の自治体の例をもとに合併時にまでに調整するものとする。という内容であります。

1ページをお開きいただきます。

上段は10町村の非常勤特別職や議会議員、農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員等の非常勤特別職の月額及び年額報酬額を町村対比で表したものであります。

2ページの上段は、選挙にかかる非常勤特別職の報酬額を表したものであり、以下各町村において条例制定されております行政区長、交通安全指導隊、防犯隊、消防団等の月額報酬や年額報酬を表したものであります。

3ページ、4ページ、5ページは、特別職の身分等にかかわる参考法令の抜粋条項であります。

5ページの下段は、他の協議会の調整内容の参考事例であります。新市の市長の設置選挙は合併の

日から50日以内に行われますが、新市長が選挙されるまでの間、市長の不在状況を防ぐため地方自治法の規定により10町村の町村長が協議し、合併前にあらかじめ合併関係町村の首長の中から、市長職務執行者を選任することになります。また、助役、収入役については新市長が議会の同意を得て選任することになりますが、教育長は市長職務執行者が合併町村の教育委員会委員であった者の中から、新市の教育委員を5名臨時で選出し、選任し、その委員の互選により選出されることとなります。ただし、在任期間は新議会の会期の末日までとなります。また、選挙管理委員会委員につきましては、10町村の選管委員の互選により4名の選出となり、在任期間も暫定的となります。

6ページは、県内における古川市等の特別職報酬を参考として掲載したものであります。

以上で説明を終わります。

**議長** 引き続き、次の高齢者福祉事業についての説明を求めます。

**千葉事務局次長** 協議第38号 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、次のとおり提案する。

平成15年12月25日

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

調整案でございますが、資料の方の上段に調整案載っておりますので、1ページ目の資料から説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目お聞き願いたいと思っております。

初めに老人保健福祉計画でございます。この計画につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に新市において新たな老人保健福祉計画を策定するとしてございます。これにつきましては、全町村19年度までの計画を持ってございます。17年度見直し予定の年度となっておりますので、新市において新たな計画を策定するという調整案にしてございます。

それから、2番目の外出支援サービスでございます。この事業については現行どおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。ただし、生きがいデイサービスの送迎の利用者負担金は無料とする調整案でございます。このサービスにつきましては、内容、それから運営方法、各町村違ってございます。栗駒町、一迫町については人工透析患者で自家用車やバス等を利用できない方も対象にしてございます。したがって、これにつきましては現行どおり新市に引き継ぐとしたものでございます。また、デイサービスへの送迎につきましては、8町村やっておりますが、6町が無料となっております。新市においてはデイサービスへの送迎については無料としたいとした調整案でございます。

それから、3番目、軽度生活援助事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、利用者負担金については委託料の1割とする方向で合併時までに調整する調整案でございます。各町村で利用者負担金等内容が違ってございます。現行のとおり新市に引き継ぎ新市で調整するとするものです。委託につきましては、事業者のサービス区域の関係で新市で統一した委託になるか、これは協議が必要でございますが、個人負担金については介護保険制度に合わせ、委託料の1割としたいとするものでございます。

それから、2ページ目、4番の生きがい活動支援通所事業でございます。これにつきましては現行

のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整するとしたものでございます。これにつきましては、事業の実施方法、それから規模、使用施設の違いなどがございまして、負担金の額が違ってまいります。現行のとおり新市に引き継ぎ新市において速やかに調整するとしたものでございます。例を上げますと、集会所的なところ、それから金成さんの例で言いますと延年閣等で実施しているということで、使っている施設、それから内容も違っておるということで、現行のとおり引き継ぐとしたものでございます。

それから、5番目の訪問理美容サービス事業については、合併時までに調整するとしたものでございます。この事業につきましては、訪問だけでなく網かけしてございます瀬峰町で実施しているデイサービス理容時のサービスもあわせて利用できるように合併時までに調整したいとしたものでございます。

それから、続きまして3ページ目でございます。

在宅老人短期入所事業でございます。この事業につきましては、若柳町の例により合併時にまで調整する。ただし、委託先及び利用者負担金については合併時までに調整するとしたものでございます。委託先、負担金とも違ってございますが、委託先については調整をしながら新市で委託することになります。内容については若柳町の例により合併時までに調整したいとするものでございます。

それから、7番目、紙オムツ給付事業についてでございます。これにつきましては、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、対象年齢については40歳以上とするとしたものでございます。対象者、給付内容等各町村違いがございますが、築館町の例により合併時まで調整したいとしたものでございます。対象年齢につきましては、介護保険の対象でございます40歳以上としたものでございます。

それから、8番目、老人日常生活用具給付事業につきましては、これも築館町の例により合併時までに調整するとしたものでございます。現在7町村で実施してございますので、新市全体で実施する方向で合併時までに調整をするとしたものでございます。

続きまして、4ページに移らせていただきます。

9番目の緊急通報システム事業についてでございます。これにつきましては、10ヶ町村すべて同じ内容の事業となっております。各町村差異はなく統一でございますので、現行どおり新市に引き継ぐとした調整案でございます。

それから、10番目の、徘徊高齢者家族支援事業については、栗駒町の例により合併時までに調整するとしたものでございます。これにつきましては、栗駒町のみで現在実施している事業でございますが、新市全体で実施するように合併時までに調整したいとしたものでございます。

それから、11番目の、家族介護慰労金支給事業でございます。これにつきましては若柳町の例により合併時までに調整するとしたものでございます。家族介護慰労金支給事業については若柳町の例により合併時までに調整するというので、老人等の介護支援金については、介護保険のサービスを受けている方については9割のサービスを受けているという内容でございますので、廃止する方向で調整したいとしたものでございます。

それから、12番目の在宅介護支援センター業務の基幹型については、合併時までに1ヶ所にし、他は地域型とする。地域型については現行のとおり新市に引き継ぐものとするということで調整して

ございます。これにつきましては、県の設置基準が基幹型については一つの市に一つということで、地域型につきましては一つの中学校区に1ヶ所、これが基本になってございます。基幹型については現在4町村、併設になりますが若柳町、一迫町、それから金成町、志波姫町ということで、基幹型、地域型の併設施設がございまして、これにつきましては、一つの市に一つということでございまして、これら基幹型のうちどれか一つを基幹型にするか、あるいは新たに基幹型を設置するか、いずれにしても1ヶ所ということで、その他の地域型の在介センターにつきましては現行どおり新市に引き継ぐとしたものでございます。

それから、13番目の居宅介護支援事業につきましては、直営については廃止の方向で合併時までに調整する。居宅介護支援事業につきましては、在宅介護支援センターの方で、介護保険の導入時に要介護者の介護保険制度へのスムーズな移行のために町村が実施した経緯がございまして、ただし、現在に至りましては民間事業者の数がふえ、現在は町村が実施する理由がなくなっているということで、直営部分の業務につきましては廃止の方向で調整したいとしたものでございます。

続きまして、5ページでございます。

在宅老人デイサービス事業でございます。この事業につきましては現行のとおり新市に引き継ぐものとするとしたものでございます。現在4町村で委託事業等により実施してございまして、他の町につきましては法人等の事業者のデイサービス事業ということで、対象者の需要に対応しているという現状でございます。これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐとした調整案でございます。以上でございます。

**議長** この協議第38号 高齢者福祉事業については以上で説明を終わりました、次に進めさせていただきます。

次は、協議第39号 児童福祉事業についての内容の説明を求めます。

**千葉事務局次長** 協議第39号 児童福祉事業について

児童福祉事業について、次のとおり提案する。

平成15年12月25日

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

児童福祉事業について

1. 児童館管理運営事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
2. 学童保育事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、未実施地区については速やかに新市において調整する。
3. 出生祝金支給事業については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、出生祝金支給額については、一迫町の例により合併時までに調整するとした調整案でございます。

資料の方説明させていただきます。1ページ目お聞き願いたいと思います。

児童館の管理運営事業につきましては、高清水町、鶯沢町、志波姫町で設置してございます。運営形態、事業内容等が違ってございます。この事業につきましては現行のとおり新市に引き継ぐとした調整案でございます。

それから、学童保育事業でございます。実施内容、利用料金等違ってございます。これにつかま

ても、現行のとおり新市に引き継ぎ、ただし、未実施地区については地域住民の要望などを踏まえ、新市において速やかに調整したいとしたものでございます。

それから、三つ目の、出生祝金支給事業でございます。これにつきましては、1の支給対象者、それから、3の入学祝金支給につきましては、築館町の例により調整したいと。2の出生祝金の支給額については、一迫町の例により調整したいとしたものでございます。

内容的に読み上げたいと思います。支給対象者でございます。引き続き3年以上町内に住所を有し、第3子以降の子を出生した者に支給という内容でございます。出生祝い金の支給額につきましては、第3子が10万円、それから第4子が20万円、第5子以降が30万円という内容でございます。それから、入学祝金の支給につきましては、第3子以降10万円ということで、この方向で合併時にまでに調整したいとする調整案でございます。以上でございます。

**議長** 児童福祉についての説明を終わります。

続いて、協議第40号新市建設計画（第4章建設計画、第5章公共的施設の適正配置と整備）についてを説明いたさせます。

**二階堂事務局次長** それでは、新市建設計画の第4章、第5章についてご説明をいたします。

まず、この前の第3章では、交流と発展、夢あふれる栗原を将来像といたしまして基本理念は三つ掲げてきた訳です。さらには、新市建設の基本方針ということで、五つの分野ごとに主な施策目標の体系を掲げてまいりました。

今回提案する第4章では、この五つの分野ごとに、さらには第3章でありました体系、その体系ごとにそれぞれの新市将来像の実現に向けた主要事業を掲げまして、構成をしているというところでございます。

例えば28ページ、自然環境、定住環境分野でございますが、ここの1住みたいと思う生活環境づくり、これは第3章の体系図の大項目と同じになってございます。その下にございます、四角で「安全快適な住環境の形勢」、これは第3章の体系図の中項目と同じ見出しということで構成をしているところでございます。

下の主要事業という表がある訳ですが、ここはそれぞれの項目ごとに新市将来像を実現するための主要事業ということで表してございます。

以下、このような構成になっておりまして、28ページからは自然環境・定住環境分野。さらには、32ページからは生活支援分野。36ページからは教育・文化振興の分野。39ページからは地域産業振興分野。そして、42ページからは行政サービス・住民参画分野ということで構成をしてございます。

なお、44ページをお開きいただきたいと思います。ここに、一番上に公共的施設の一体的整備ということで、検討中ということで表記してございますが、この部分につきましては、公共的施設の整備、また効率的な運営の必要性につきまして記述をする予定でございまして、本庁舎の位置や本庁、支所機能をどのようにするかなど、現在小委員会で検討中ということから、この部分につきましては決まり次第、改めてご提案をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、下の表も、中段、検討中ということになっておりますので、ここも決まり次第提案をしてい



きたいということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に45ページが、新市における宮城県事業ということで、ここも検討中でございますが、これにつきましては、合併特例法の中で、現在宮城県がこの栗原地域に合併に関連してどのような事業が実施してもらえるかというものを記載しなければならないということになってございます。その事業内容につきまして、現在調整中でございますので、県から回答が来次第、この部分も提案をしていくということの予定でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

50ページが第5章公共的施設の適正配置と整備についてでございます。ここは新市における公共的施設の適正配置と整備の基本的な考え方を記述しているところでございます。先ほども申し上げましたが、この市役所、支所等、公的病院、診療所、この部分の考え方につきましては、まだ協定項目の中で協議中、まだ提案していない部分もございまして、これらにつきましては、決定し次第提案をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

51ページ以降は、分類ごとに分けまして、その適正配置、整備等についての基本的な考え方を分類して記載をしております。

53ページは、新市といわゆる類似団体と言われます北上市等の施設数をまとめた参考資料ということで添付をしております。

54ページ、55ページにつきましては、ちょっと印刷で見苦しいところもありますが、小学校、中学校の適正な通学距離と言われる、いわゆる小学校が4キロ、中学校が6キロというところで円を描いた場合どのようになるかといったことを表した図面です。色が濃くなればなるほど、その4キロ範囲、6キロ範囲が重なっている部分ということの図面を添付しております。

なお、最後になりますが、まちづくり検討委員会で4章、5章について協議をいただきまして、それぞれ提言をいただきました。その後、再度部会、そして幹事会、町村長会議を開きまして、それらを組み入れながら今回の提案というふうになったものでございます。

内容につきましては以上でございましたが、先ほど申し上げましたとおり、空欄の部分につきましては、調整方針が決まり次第、再度ご提案を申し上げたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

なお、第4章は第3章と大きくかかわっております。よって、その第4章の協議が終わった時点でもって第3章の項目等が変更出てきた場合は、その部分につきましても改めてご説明をしていきたいというふうに考えますので、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。以上です。

**議長** 以上で、次回の協議会の際にご提案を申し上げまして協議する内容、四つにわたって説明がありました。ことに、協議第40号新市建設計画第4章と第5章については、大変急いで説明をいたしましたので、なかなか全部の説明について不備であったと思ひます。ひとつお帰りになれば、ご一読賜りまして次回の協議会の際に、ご意見等を承ってまいりたいと思ひます。

以上で提案事項の説明を終わります。

## 7. その他

**議長** その他何かあるんですか。その他に入ります。

**千葉事務局次長** 大変申し訳ございません。資料の訂正のお願いでございます。

先ほど提案させていただきました協議第39号の児童福祉事業についてでございます。この中の調整案の中身でございますが、2番目、学童保育事業につきまして、これまでの調整案と整合性がとれない表現になってございましたので、箇所につきましては後段の方です。「未実施地区については速やかに新市において調整する。」とございます。これまで使ってきた表現につきましては、「新市において速やかに調整する。」とさせていただきます。申し訳ございませんが、この「速やかに」と「新市において」を逆の表記にさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。ご訂正方お願い申し上げます。

**議長** 今の訂正をひとつよろしくお願いしまして原案とさせていただきます。

それでは、（「済みません、もう1点だけお願いします。」の声あり）

**阿部事務局次長** ご連絡とご相談なんです。次回は当初予定どおり1月15日に第11回目の協議会が、栗駒町さんの農業団地センターで開催されます。予定では午後2時ということなんです。実は次回ご提案する事項の項目が多いことから、もし皆さん可能であれば、例えば30分切り上げまして午後1時30分からの開始ということではいかがかなと思っております。よろしいでしょうか。

**議長** はい、それでは、次回は1時半から開会をいたしますので、よろしくご協力のほどをお願いします。

**阿部事務局次長** 追って、場所等は地図を添付して送付したいと思います。

**議長** 伊藤委員。

**伊藤竹志委員** 提案の部分で53ページの、表の中の新市ところ、市役所、支所等、順と本庁舎、支所数とありますが、これはまだ、やっぱり検討中だから、空欄になるのでは。

**二階堂事務局次長** 大変申し訳ございません。第5章の説明の中で、53ページ、新市の市役所・支所等の数が入っております。ここは、現況といえますか、12あるんですが、それが、どのようになるかはまだ未定でございますので、ここも済みません、空欄ということでお願いをしたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

**議長** 大変失礼しました。協議第40号、53ページの新市のいわゆる市役所・支所等の数でございますが、これをひとつ訂正をして全部0にしてください。12も空欄、10も空欄、2も空欄ということでご了承ください。ありがとうございました。

あとは。

## 8. 閉 会

**阿部事務局次長** それでは、改めまして、閉会に当たりまして千葉副会長さんからご挨拶を頂戴したいと思います。お願いします。

**千葉副会長** きょうは長時間にわたりまして真剣にご審議を賜りましてご苦勞様でございました。

とくに報道機関がいなくなりました。宮城県全体では栗原のこの合併協議について何をやっているかと、新しい市の名称をどうするかと、平仮名だか漢字だかということに関心がある訳です。今ま

では大崎市とか石巻市、気仙沼市とか、こういうことでいずれも平仮名とか何かがないようでありました。きょうは新市の名称は漢字で書いた「栗原市」というのが30何名かの部分で圧倒的に多かった訳であります。これが私どもがうちに帰る前に既にテレビなんかで放映されていることで。それ以外の重要な事項はほとんど記事にならない訳です。それが残念なんです、マスコミのそういう悪いくせが発揮された、本当はこの時間までいなければ、正確な記事は書けなかったと思うんですが、致し方ないのかなと思っております。

この次の会合もかなり密度のある説明がありましたので、十分ご検討いただきまして、この次の1月15日には余り時間かけないように、して早く帰ってうちの仕事をするか、そういうふうにしていただければありがたいなど。時間かければ中身がいいという訳でもない訳です。やっぱり余り感情論にならないようお互いに注意をしながら、栗原市の誕生まで努力していきたいと思っております。

どうもきょうはご苦労さまでございました。

午後5時55分 閉会